

専門部会等の活動状況について

- 療育部会
- 就労支援部会
- 人材育成部会
- 精神障がい者地域移行支援部会
- 権利擁護部会
- 運営委員会

令和5年度 長野県自立支援協議会療育部会 上半期報告

[1] 今年度の狙い

- (1) 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係者との連携を図る。
- (2) 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実をはかるため、各圏域間のネットワークづくりを行う。
- (3) 第2期障害児福祉計画の最終年度であり、第3期障害児福祉計画策定年度であるため、計画の達成状況、策定に係る地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。
- (5) 義務教育終了後の児童に対する支援について、地域の情報共有・切れ目のない支援を行う体制整備に向けて、地域の療育体制における課題検討を行う。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月12日（金）

対面にて実施。本年度の県及び圏域での取組について協議を行うとともに、関係機関における今年度の障がい児支援に係る取組について情報共有を実施した。

・第2回 8月10日（木）

オンラインにて実施。地域の義務教育終了後の児童に対する支援体制について情報を共有し、第3回の部会の開催方法等について協議を行った。

<療育コーディネーター連絡会の状況>

・第1回 6月20日（火）

オンラインにて実施。療育コーディネーターの業務に係る課題や、地域の支援機関との連携方法等についてグループワークを実施した。

[3] 今後の予定

・第3回 11月29日（水） ※市町村担当課、教育分野等の関係者を参集

「義務教育終了後の児童に係る支援体制について」

義務教育終了後の児童の支援にかかわる関係者を参集し、それぞれの取組の共有や課題の検討を行うことで、切れ目ない支援を行うための体制整備及び支援力の向上を図る。

・第4回 2月16日（金）

本年度のまとめについて

<療育コーディネーター連絡会>

●第2回 1月15日（月）

令和5年度 長野県自立支援協議会就労支援部会 上半期報告

[1] 今年度の狙い

(1) 研修事業

アフターコロナにおいて働き方が多様化するなかで、障がい者の就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための人材育成に特化した研修会を開催する。

(2) 連携支援事業

好事例の共有や関係機関との交流を図るため、新たな構成員を配置し、長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有を行うとともに、構成員の連動により各圏域就労支援部会の更なる充実を図る。

(3) 関係機関との連携強化

教育部門や、労働関係機関等障がい者就労における多様な機関との情報共有・連携を図る。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月18日(木)

本年度の部会の計画について協議を行うとともに、関係機関から今年度の取組に係る情報を共有した。

・第2回 7月19日(水)

部会員の交代に伴い、本年度の部会の計画について確認を行うとともに、関係機関から今年度の取組に係る情報を共有した。就労アセスメント、就労選択支援(仮称)についての意見交換を実施した。

・第3回 10月11日(水)

就労支援部会研修会に向けて意見交換を実施した。

◎上半期の関連事業実績

●職場実習制度の実績

・短期トレーニング促進事業・・・249件(昨年度前期:224件)

・障がい者雇用・福祉連携強化事業・・・一般就労者10名、職場実習10名、アセス20名

[3] 今後の予定

・第4回 12月13日(水)

就労支援部会研修

「就労系事業所における人材育成について」

(講師: (一社)地の会 柴 純子氏、(特非)人和会 米山 勝也氏、

(一社)ゆらり 中村 修氏

・第5回 1月31日(水)

国の動向等の情報共有を実施予定

・第6回 3月6日(水)

年度総括・次年度に向けて

[4]その他

※就労アセスメント分科会

・第1回 6月28日(水)

新たに創設される「就労選択支援」の制度化に向け、特に関わりの深い教育分野の関係者を参集し、現行されている「就労アセスメント」について、各分野における課題及び分科会設置の目的の共有等を行った。その中で出された課題については以下の通りであり、今後、共有と整理を次回以降に行う予定である。

〈主な教育現場からの意見、課題〉

- ・就労アセスメントにおける本来の支給決定プロセスが機能しておらず、全体的な調整を進路指導主事が担っている。生徒の進路先を決定し卒業させることで手一杯の状況。
- ・学校で行う教育支援計画の策定や実習とは別で就労アセスメントを行うことの必要性が感じられない。
- ・「直B」のための就労アセスメントの形骸化
- ・就労アセスメントに関する方法・期間等の地域格差

〈主な福祉現場からの意見、課題〉

- ・就労アセスメントを行う事業所の不足
- ・就労系サービス提供事業者のスキル不足
- ・就労系資源の地域格差
- ・慢性的なサービス提供人材の不足
- ・支援組織の改善・改革不足

〈今後の予定〉

・第2回 令和5年12月頃

分科会の目的に沿った進捗状況を確認する。

・第3回 令和5年1～3月頃

「就労選択支援」に向けての総評及び提案を行う。

令和5年度 長野県自立支援協議会人材育成部会 上半期報告

[1] 今年度の狙い

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

(1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第6期障害福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）と第7期計画の策定への取組
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの見直し

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」を見直し、相談体制を更に進めていく
- ・主任の活躍する場として、実地教育（OJT）活動の定着を図る
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）
- ・実地教育（OJT）体制については国の研究調査によるマニュアルを共有予定

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
- ・法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
運営委員会との方針共有
- ・人材育成ビジョンの活用

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月12日（金）

今年度の活動計画、相談支援従事者指導者養成研修受講生推薦、人材ビジョンの改編の方向性の検討、相談支援従事者主任研修について（アナウンス）

・第2回 7月11日（火）＊運営委員会と共同実施

相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース）、各圏域（地域）の相談支援従事者初任者研修実地教育（OJT）の実習体制について情報共有

・第3回 9月19日（火）

各圏域（地域）の相談支援従事者初任者研修実地教育（OJT）の実施結果及び主任相談支援専門員の活躍の場、ケアマネジメント検証のシステムの構築について情報共有

[3] 今後の予定

・第4回 12月8日（金）

各圏域の相談支援従事者現任研修実地実習（OJT）体制について
人材ビジョン改編について

・第5回 2月21日（木）

・人材ビジョン第3版の共有、次年度に向けて・まとめ

[4] その他

・ 7～9月	相談支援従事者初任研修		修了者 115 人
・ 11月	相談支援従事者専門研修（地域移行・地域定着） （介護支援専門員協会と合同企画）		
	A日程（相談・介護の連携の基礎）		修了者 8人
	B日程（既存の専門コース研修）		修了見込者 8人
	C日程（上記A+B）		修了見込者 13人
・ 10～11月	相談支援従事者主任研修		開催中
・ 9～12月	相談支援従事者現任研修		開催中
・ 6～7月	サービス管理責任者児童発達支援管理責任者	基礎研修	修了者 275人
・ 9月	サービス管理責任者児童発達支援管理責任者	実践研修	修了者 228人
・ 11月	サービス管理責任者児童発達支援管理責任者	更新研修	開催中

[1] 今年度の狙い

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 部会の開催及び取組状況

- ・第1回 5月15日(月)【書面】

部会長及び部会員の改選、部会計画について共有した。

- ・第2回 8月30日(水)

本年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。県(保健所等)で行う研修は順次計画・実施し、その他事業もコロナ前の状況に戻すよう取り組んでいく旨確認した。

来年度から開始予定の入院者訪問支援事業について情報共有をし、併せて懸念事項等の意見交換を行った。

[3] 今後の予定

- ・第3回 令和6年2~3月頃

今年度の各圏域の活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議する。

[4] その他

※精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議

- ・第1回 7月25日(火)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況等を確認した。主にピアサポーター、にも包括、高齢者・身寄りのない方の支援等について課題がある圏域が多くあった。

<今後の予定>

- ・第2回 令和6年1~2月頃

内容:各圏域における今年度の活動を振り返る。

1年間のまとめ及び次年度の取組の方向性を確認する。

令和5年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会 上半期報告

[1] 今年度の狙い

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

- (1) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 差別解消地域協議会等差別解消法に関わる取組状況の確認を行う。
- (3) その他、各圏域から挙げられた権利擁護部会に関する課題検討

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月25日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和4年度活動状況の報告と本年度の県権利擁護部会の計画策定を行った。

各圏域において、権利擁護や差別解消に係る事業所向け・企業向け研修の実施や市町村向けの事例検討、啓発イベントの開催、事例集の作成など、さまざまな取組を行っていることを共有した。

・第2回 7月13日(木) Web会議

各圏域権利擁護部会計画の共有に加え、各圏域の障がい者虐待防止に向けた行政・事業所・基幹(総合支援)センターごとの課題について事前のヒアリング結果をもとに情報交換を行った。行政からは、虐待対応の流れや終結の判断に関する不安が見受けられた。事業所からは、虐待防止に向けた風通しの良い職場づくりを課題と捉える意見が複数あった。また、行政と事業所共通の課題として、虐待の線引きの判断に迷うことが上がった。基幹(総合支援)センターの課題としては、虐待対応に関する関係機関との情報共有の難しさ等が上げられた。

・第3回 10月5日(木)

第2回で共有した障がい者虐待防止に係る各圏域の課題について、さらに深めるための事前のヒアリングを各圏域で行い、その結果を共有した。各圏域で浮かび上がった課題に対し、他圏域の取組等を参考にしながら圏域の取組を充実させていくことを確認した。

障がい者共生条例の制定に伴い各圏域で取り組んだことや差別解消に関する課題について情報共有した。学校や地域向けの講習や、チラシの作成配布による啓発活動の実施、当事者からの困りごとを聞き合理的配慮に結び付けていく取組等、複数の圏域で差別解消に向けた活動を行っていることを確認した。

[3] 今後の予定

・第4回 1月11日(木) Web会議

差別解消に係る情報交換

令和5年度部会まとめ

[1] 今年度の狙い

令和3年度から令和5年度のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るとともに新たな障害福祉計画作成に向けた後押しのため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

[2] 取組状況

・定例運営委員会の開催

第1回	4月13日	第2回	5月16日	第3回	6月5日
第4回	7月11日	第5回	8月8日	第6回	9月5日
第7回	10月6日	第8回	11月7日		

※第4回は人材育成部会との合同開催を実施し、相談支援従事者研修指導者養成研修の復命研修とともに、各圏域の人材育成強化において地域の実情や課題、県協議会としての協力体制について意見交換を行った。

・機能強化会議の企画・開催

第1回 5月16日(火)
テーマ:「障害者総合支援法の改正のポイントについて」

・自立支援協議会(全体会)の開催

第1回 6月14日(水)
会長選任、県自立支援協議会について、年間活動計画確認、幹事課からの情報提供・共有

・自立支援フォーラムの企画・開催

令和5年10月6日(金)
テーマ:『福祉計画を軸に、地域生活支援体制の構築に向けて』
～すべては、地域生活支援拠点・地域包括ケアシステムの構築・重層的相談体制整備へとつながる地域支援体制の整備へ～

【第1分科会】「意思決定支援を見童期から」～権利擁護支援体制の構築に向けて～

【第2分科会】「地域のOJT体制整備について」～支援の質の向上に向けての人材育成～

【第3分科会】「地域課題からみた、うちの一押し」～強度行動障がいのある方への支援とは～

[3] 今後の予定

・運営委員会(定例)

第9回 12月5日 自立支援協議会振返り、機能強化会議企画
第10回 1月16日 機能強化会議振返り
第11回 2月13日 機能強化会議振返り、全体会打合せ①
第12回 3月5日 全体会打合せ②、年間活動のまとめと来年度への課題

・機能強化会議の企画・開催

第2回 1月16日(火)
第3回 2月13日(火)

・自立支援協議会(全体会)の開催

第3回 3月12日(水)

資料 2

圏域（地域）協議会と県協議会の取組について

令和5年度 自立支援協議会フォーラム 第1分科会まとめ

1. 第1分科会テーマ

「意思決定支援を児童期から～権利擁護支援体制の構築に向けて～」

2. 趣旨

意思決定支援を念頭に置いて、主体的な児童期の生活、成人期以降を見据え考えたときにどのような支援や地域であったらよいか、圏域、地域での取組の好事例等の共有をしながら、それぞれの圏域での権利擁護支援体制の構築に向けて、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定につながる意見交換を図る。

3. 分科会の内容 (37名参加)

テーマに副い、2つの事例(個別ケース…地域の中でフォーマルな制度はあまり使用しない選択をしつつ、今働くこと、楽しむことができている方の事例、地域ケース…地域の中でフォーマルな制度の使い方について地域の事業所がご家族向けに発信をした事例)を共有し、グループの中で自圏域の状況を振り返りながら、意思決定支援が児童期から暮らしの中での小さな積み重ねの中で育まれること、一人ひとりが大切な存在として育まれること、それが地域の中で実現できるよう、地域の中で考えられていることが大事であること、皆で共有した。

令和5年度 自立支援協議会フォーラム 第2分科会まとめ

1. 第2分科会テーマ

テーマ「地域のOJT体制整備について」～支援の質の向上に向けての人材育成～

2. 趣旨

各圏域の相談支援専門員等の参加が予想されるため、圏域の体制整備の好事例の発表から、全体での協議を実施し、各圏域の状況及び課題に向けた取組、これからすべきこと等を共有し、各圏域で引き続き取り組んでいく、今現在のスタート地点の確認を促す。

3. 分科会の内容 (46名参加)

実践報告として上小、松本、上伊那の3圏域より報告

モニタリング検証をOJT体制整備事業として実施し理解してもらうため、地域の事業所にも出向き説明会等も実施している上小。「つながりあう育ち合う、地域を目指して」というテーマで新しい体制になったセンターを知ってもらう試みとして勉強会等実施するサロンKikanの開催している松本。基幹センター、主任相談支援専門員、これから圏域をになっていく方、市町村の実務担当者を軸に人材育成検討委員会を設置し、圏域内の相談支援事業所の訪問、研修企画など行っている上伊那。それぞれの圏域の現在地を確認した。

その後の分科会参加者より「実践方法についての指定特定への事前実施説明会をどう行っているか？」や「人材育成に関しても地域を巻き込むことに関しても関わる仕組み(きっかけ)が大事」との意見も出て、自身の圏域での振り返りの機会となった。

令和5年度 自立支援協議会フォーラム 第3分科会まとめ

1. 第3分科会テーマ

「圏域課題からみた、うちの地域の一押し」～強度行動障がいのある方への支援とは～

2. 趣旨

今年度、県協議会運営委員会のビジョンとして「自立支援協議会を活用したニーズの受け止め～課題解決の仕組みづくり」にもあるように、主として強度行動障がいのある方への支援として、圏域、地域での取組の好事例等の共有を図り、地域協議会全体及び関係者間の人的活性化を目指し、ひいては第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定に向けての一助とする。

3. 分科会の内容 (36名参加)

1. 分科会の持ち方・流れ(視点)

- (1) 事例の発表 1事例 松本市障がい者基幹相談支援センター 東條知子 氏
- (2) 事例に対しての質問
- (3) 他圏域での同様な支援についてのフリーディスカッション
- (3-1) 自立支援協議会での事例の共有の有無の確認
- (3-2) 強度行動障がいも含めて自立支援協議会の活用から制度化された事例等の発表
- (3-3) 次期福祉計画の策定に向けて拠点整備から見えてくるもの、課題や展望の共有
- (4) まとめ〈予防的支援とは。推薦できる市町村を絞る。〉

2. 分科会における主だった意見、質問等

(2) について

Q 実態調査の内容は

A 実態調査については、数、サービス利用頻度、事業所または家族等への聞き取りを行なった。数字から見えた考察では、相談の数が増えた印象。また支援のあり方についての勉強会を行った。関係者の疲弊や孤立の予防に繋がったと思う。

Q 具体的な予算化は

A 住宅改修を予算化。また日中一時の単価を増額したり、施設、事業所の改修費を設けている。住宅改修の実績は1件(身体障がい者用)81万円。日中一時の単価は市内、市外と分けて設定されているが、650円を1,800円にしている。日中一時での受け入れは160名程で、1,001回、受け入れ事業所は11箇所。施設の改修費は上限200万円までとしている。

Q 課題点は

A 慢性的な人材不足とスタッフのスキル不足またモチベーションの保ち方が課題として共有されている。

(3) について

千曲市/損害保険に対する補償制度を設けている

青木村/児童発達や放デイを指定管理制度にて実施し、対象児の受け入れ等をお願いしている。

*上記予定項目のうち(3-2)以降は時間の都合上実施できず

令和5年度自立支援協議会フォーラム
アンケート集計

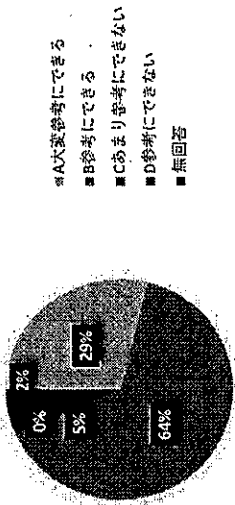
全体参加者数	124名
アンケート回収数	90件

1分科会(参加者33名)	
A大変参考にできる	16
B参考にできる	13
Cあまり参考にできない	0
D参考にできない	0
無回答	0

2分科会(参加者46名)	
A大変参考にできる	14
B参考にできる	14
Cあまり参考にできない	1
D参考にできない	0
無回答	0

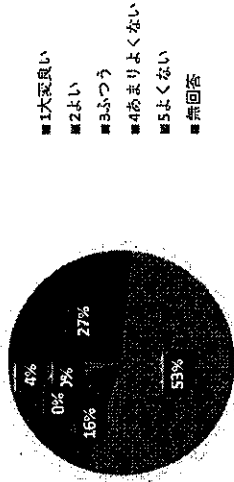
3分科会(36名)	
A大変参考にできる	21
B参考にできる	5
Cあまり参考にできない	0
D参考にできない	0
無回答	1

シンポジウムについて



シンポジウムについて	全体
A大変参考にできる	26
B参考にできる	58
Cあまり参考にできない	4
D参考にできない	0
無回答	2

テーマについて



テーマについて	全体
1大変良い	24
2よい	48
3ふつう	14
4あまりよくない	0
5よくない	0
無回答	4

構成	全体
1大変良い	16
2よい	45
3ふつう	17
4あまりよくない	2
5よくない	0
無回答	10

構成

- ・ 始まりの説明、最後のまとめよかった。まとめて他の分科会の様子が聞けてよかった。
- ・ シンポジウムから分科会へ移行していく流れはよいが、シンポジウムでの自立支援協議会の内容について説明が欲しかった。

時間

- ・ 分科会の時間がもう少しあってもよかった
- ・ 一部または休憩・移動の時間を短くし、二部を長くした方がよい
- ・ 適切な集中力が持続できる長さだった

開催方法

- ・ 顔が見える関係でオンラインでは分からない雰囲気伝わってきた。
- ・ ハイブリット形式どうか
- ・ 休憩時間等に情報交換の場になる
- ・ 発表や質問のみであればオンライン開催でもよい。GWを開くようであれば会場集合の方が話しやすい。

時間	全体
1ちょうどだった	56
2長かった	0
3短かった	28
無回答	6

開催方法	全体
1個別にオンラインがよい	8
2集合会場がよい	63
3その他	7
無回答	12

障がい者プラン 2024（仮称）等について

<p><基本理念>【資料2】 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番がある長野県」を目指します。</p>	
<p>I 基本的視点 【資料3】 ～プランを貫く「3つ」の柱～</p>	<p>1 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現 2 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり 3 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現</p>
<p>II 分野別施策の方向 【資料4-1、4-2】 ～総合的に取り組む「5つ」の分野～</p>	<p>III 重点施策 ～強かに推進する「4つ」の施策～ 【資料5】</p>
<p>1 障がいへの理解と権利擁護の推進 ◆障がいに対する理解の促進(啓発・広報の実践、障がいに対する理解の促進) ◆障がいのある人とない人との交流機会の拡大(スポーツや文化芸術を通じた交流機会の拡大) ◆権利擁護・虐待防止の推進(障がい者差別の解消、権利擁護の推進、権利行使の支援)</p>	<p>1 共生社会の実現に向けた取組の強化 ◆障がいに対する理解促進と差別解消の推進</p>
<p>2 地域生活の充実 ◆地域生活への支援(障がい福祉人材の確保・定着、障害福祉サービスの質の確保・向上、障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進、精神障がい者の地域生活移行の支援、障がいのある人にとって利用しやすい施設(県立施設の役割)) ◆生活の安定に向けた取組(経済的支援) ◆相談支援体制の充実(相談支援専門員の養成と資質向上)</p>	<p>2 地域生活を支えるサービス基盤の充実 ◆地域生活支援拠点等の機能強化及び基幹相談支援センターの設置促進 ◆人材の確保・定着とサービスの質の向上(ソフト面) ◆サービス提供基盤の整備促進(ハード面)</p>
<p>3 安全で暮らしやすい地域づくり ◆安全な暮らしの確保(防災対策・災害発生時の支援の推進) ◆誰もが暮らしやすいまちづくり(福祉のまちづくりの推進)</p>	<p>3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障 ◆就労支援の充実 ◆社会活動への参加支援の充実 ◆情報保障の推進</p>
<p>4 社会参加の促進 ◆就労支援の充実(一般就労の促進、福祉的就労の支援) ◆社会活動への参加支援の充実(スポーツの裾野拡大と競技力向上、文化芸術活動の充実、生涯学習の推進) ◆移動支援の充実 ◆情報・コミュニケーション支援の充実(意識疎通支援者の養成)</p>	<p>4 多様な障がいに対する支援の推進 ◆多様な障がいに対する支援の充実 ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・難病対策の推進 ・難聴児支援の推進 ・発達障がい者支援の充実 ・高次脳機能障害支援体制の強化 ・中途障がい者等に対する機能訓練の充実 ・強度行動障がい支援の充実 等</p>
<p>5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実 ◆障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実(地域医療・救急医療の充実) ◆多様な障がいに対する支援の充実(医療的ケア児等、難病、難聴児、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実) ◆教育・療育体制の充実(障がいの早期発見に向けた支援、地域療育機能の強化、特別支援教育の充実)</p>	<p>IV 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(R6～R8)【資料6】</p>
	<p>・施設入所者の地域生活への移行(R4年度末入所者の6%以上等) ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上等) ・地域生活支援の充実(地域生活支援拠点等の機能強化等) ・福祉施設から一般就労への移行等(一般就労への移行者：R3年度の1.28倍以上等) ・障がい児支援の提供体制の整備等(児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置等) ・相談支援体制の充実・強化等(基幹相談支援センターを各市町村又は圏域に設置等) ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>
	<p>【達成目標】 固全体で達成すべき目標として国が基本指針において設定</p>

資料3-2

基本理念(案)について

次期プラン案

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番がある長野県」を目指します。

【考え方】

- ・障がい者共生条例前文「全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い、活かし合う社会の実現」を参考とした。
- ・県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱「誰にでも居場所と出番がある社会」をキーワードとして採用。

現行プラン

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

【考え方】

- ・前県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」の基本目標である「学びと自治の力で拓く新時代」(学びが社会や組織の中で共有され、各人が協働して地域の課題を解決していこうとする力、すなわち自治の力がなければ、地域の向上・発展は望めない)をキーワードとして採用。
- ・上記計画の政策の柱「誰にでも居場所と出番がある県づくり」をキーワードとして採用。

1 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現

障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないように、障がい者の権利を擁護する取組を推進するとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合う共生社会の実現を目指して取り組みます。

2 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるように、相談支援体制の充実やサービス基盤の整備を図るとともに、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

3 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、自らの力を発揮して働き続けられるよう、就労支援を推進します。また、障がいのある人が、スポーツや文化芸術活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。

現行プラン

1 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進

障がいの有無にかかわらず全ての人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないように、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

2 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図るとともに、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

3 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

障がいのある人も就労やスポーツ、文化活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。

分野別施策の概要(案)について

II 分野別施策の方向 ～総合的に取り組む「5つ」の分野～

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大
- (3) 権利擁護、虐待防止の推進
 - ① 障がい者差別的解消、権利擁護の推進
 - ② 権利行使の支援
 - ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

2 地域生活の充実

- (1) 地域生活への支援
 - ① 障がい福祉人材の確保・定着
 - ② 障害福祉サービスの質の確保・向上
 - ③ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進
 - ④ 精神障がい者の地域生活移行の支援
 - ⑤ 障がいのある人にとって利用しやすい施設(県立施設の役割)
- (2) 生活の安定に向けた取組
- (3) 相談支援体制の充実

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 安全な暮らしの確保
 - ① 防犯・交通安全対策の推進
 - ② 防災対策・災害発生時の支援の推進
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり
 - ① 福祉のまちづくりの推進
 - ② 住宅の整備に対する支援

4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
 - ① 一般就労の促進
 - ② 福祉的就労の支援
 - ③ 農林業分野における就労支援
- (2) 社会活動への参加支援の充実
 - ① スポーツの裾野拡大と競技力向上
 - ② 文化芸術活動の充実
 - ③ 生涯学習の推進(読書環境整備含む)
 - ④ レクリエーション活動の振興
- (3) 移動支援の充実
- (4) 情報・コミュニケーション支援の充実

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- (1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実
 - ① 医療体制の充実
 - ② 障がい児(者)の歯科口腔保健医療
- (2) 多様な障がいに対する支援の充実
 - ① 医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ② 難病対策の推進
 - ③ 難聴児支援の推進
 - ④ 発達障がい者支援の充実
 - ⑤ 高次脳機能障害支援体制の強化
 - ⑥ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実
 - ⑦ 強度行動障がい支援の充実
- (3) 教育・療育体制の充実
 - ① 障がいの早期発見に向けた支援
 - ② 地域療育機能の強化
 - ③ 特別支援教育の充実

長野県障がい者プラン2024(仮称)の分野別施策の方向について(施策の例)

大項目	中項目	小項目	I 施策の展開・方向性(案)
1 障がいへの理解と権利擁護の推進	(1) 障がいに対する理解の促進	啓発・広報の実践	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者共生条例の理念等の周知拡大及び理解促進 「障害者週間」などの機会を捉えた啓発・広報 「尾州あいさずポータル運動」の推進及びヘルプマークの普及拡大 県人権啓発センターにおける啓発活動の実施
		障がいに対する理解の促進を図る取組	<ul style="list-style-type: none"> 「あいさずポータル」となるための研修、手話やろう者に対する理解促進のための講座実施 精神障がいのある人への理解の促進 発達障がいのある人への理解促進 障がいのある児童生徒への理解促進
		障がいのある人とない人との交流機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> スポーツや文化芸術活動を通じた交流機会の拡大 スポーツを通じた交流機会の拡大 文化芸術による交流機会の拡大
		権利擁護、虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別の解消、権利擁護の推進 障がい者理由とする差別解消の推進 障がい者虐待防止に係る周知・啓発 相談対応及び紛争解決への対応 障がい者虐待防止対策の推進 障がい者虐待の防止や早期発見・早期対応 障がい者虐待の防止等に関する周知啓発 障がい者虐待の防止及び発生時の対応向上
		福祉施設利用者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決の仕組みの適正な運用への支援 運営基準の徹底
		権利擁護のための相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス運営適正化委員会の機能充実等 社会福祉協議会への支援 刑務所等矯正施設出所予定者又は被疑者・被告人等の社会復帰支援
		権利行使の支援	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用促進 成年後見人制度の利用促進と体制整備等 権利行使の支援(選挙関係) 投票を行うための必要な支援の実施
		地域における福祉活動・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員による相談支援の推進 民生委員・児童委員の資質向上
		ボランティア・NPO活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を支えるボランティア活動の支援、多様な主体による協働の支援
		福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の推進

大項目	中項目	小項目	I 施策の展開・方向性(案)
2 地域生活の充実	(1) 地域生活への支援	障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者の養成・従事者の確保 従事者に対する研修の充実・推進 相談支援専門員の養成と資質向上 職場体験等 施設職員の処遇向上等 介護ロボット等の導入支援
		障がい福祉サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置や設備・運営に関する基準の徹底 不正な行為や基準違反の疑いのある施設に対する監査 福祉サービス第三者評価による質の向上 障害福祉サービスの内容等の公表 専門性を高める研修の実施
		障がい福祉サービスの提供基盤の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービスの充実 短期入所事業所の整備促進 市町村が支援する事業への支援 高齢の障がいのある人のための支援の充実 障がい者用福祉機器への支援 ダイケムケア事業(ケアレスバイト)の実施
		住まい、日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 不足するサービス提供基盤の整備 住宅確保要配慮者に対する居住支援体制の構築 県管住宅のグループホームへの活用
		障がい児サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児サービス提供センターの設置とインクルージョンの推進 医療型短期入所事業所の設置促進 重症心身障がい児や医療的ケア児の受け皿となる事業所の整備 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
		地域生活支援拠点等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の機能強化 地域生活支援拠点等の機能強化
		精神障がい者の地域生活移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障がい者の地域生活移行・地域定着の支援 障がい者支え合い活動の支援
		障がいのある人にとって利用しやすい施設(県立施設の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の視点に沿った整備・運営 協議学園について 総合リハビリテーションセンターについて 西陽寮について 障がい者福祉センター(サンアップル)について 検査障がい者情報センターについて

大項目	中項目	小項目	I 施策の展開・方向性(案)	
4 社会参加の促進	(2) 生活の安定に向けた取組	経済的支援	各種手当制度等の周知	
			重度障がい児(者)への医療費の助成	
			通所通園等推進事業の実施	
			自動車税等の減免制度の周知	
		県営住宅入居での支援		
		(3) 相談支援体制の充実	「基幹相談支援センター」の設置促進	
			地域移行・地域定着支援並びに自立生活援助の強化	
		県立支援協議会の体前充実		
		3 安全で暮らしやすい地域づくり	(1) 安全な暮らしの確保	①防犯・交通安全対策の推進
交通安全諸対策の推進				
②防災対策・災害発生時の支援の推進	個別避難計画策定の推進			
	要配慮者利用施設における防災対策の推進			
③災害対策・災害発生時の支援の推進	福祉避難所の運営体制の充実			
	災害拠点となる施設等の充実			
	災害ボランティア活動の推進			
	災害ボランティア活動の推進			
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり	①福祉のまちづくりの推進			誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
				交通バリアフリー化の推進
②住宅の整備に対する支援	障がい者にやさしい住宅改良促進事業の推進			
	バリアフリー化等の推進			

大項目	中項目	小項目	I 施策の展開・方向性(案)	
4 社会参加の促進	(1) 就労支援の充実	①一般就労の促進	相談支援体制の充実	
			一般企業への就労の拡大	
			自立した生活を送ることができている地域社会の実現に向けた仕組みづくり	
			発達障がいのある人への就労支援	
		②福祉的就労の支援	工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進	
			障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進	
		③農林業分野における就労支援	農産物産出で障がい者就労の推進	
			林産物産出で障がい者就労の推進	
		(2) 社会活動への参加支援の充実	①スポーツの裾野拡大と競技力向上	梧州やまたみみ全障スポーツに向けた競技力の向上
				身近な地域でスポーツができる環境づくり
②文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の振興			
	生涯学習の推進			
③生涯学習の推進	生涯学習の推進			
	読書推進の整備			
④レクリエーション活動の振興	レクリエーション活動の振興			
	レクリエーション活動の振興			
(3) 移動支援の充実	①移動支援の充実		移動支援の充実	
			移動支援の充実	
	②移動支援の充実	移動支援事業の充実		
		自動車運転訓練の実施		
	③移動支援の充実	身体障がい者補助金の給付及び理解の促進		
		身体障がい者補助金の給付及び理解の促進		
	(4) 情報・コミュニケーション支援の充実	①情報・コミュニケーション支援の充実	情報・コミュニケーション支援の充実	
			情報・コミュニケーション支援の充実	
		②情報・コミュニケーション支援の充実	障がい・特性に応じた情報の提供	
			意思疎通支援者の養成	
③情報・コミュニケーション支援の充実		点訳・朗読者・筆談者の養成		
		失語症向け意思疎通支援者の養成		
④情報・コミュニケーション支援の充実		情報提供体制の整備		
		ITコミュニケーションの支援		
⑤情報・コミュニケーション支援の充実		軽度・中等度難聴児の補助器購入に対する助成		
		バリアフリー情報の提供		

大項目	中項目	小項目	I 施策の展開・方向性(案)
5	ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	(1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実	①医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療・救急医療の充実 ・ 医療従事者の養成・確保等
			②障がい児(者)の歯科口腔保健医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児(者)に対する歯科口腔保健支援
	(2) 多様な障がい者に対する支援の充実	①医療的ケア原等に対する支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児童支援に向けた体制整備 ・ 重度障がい児(者)に対する療育・生活支援 	②難病対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者やその家族に対する支援 ・ 地域支援者に対する支援
			③職域原支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児聴覚検査による早期発見・早期療育の推進 ・ 関係者の連携体制強化 ・ 検査後の適切なフォローアップ等精度管理
	(3) 教育・療育体制の充実	④発達障がい者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実 ・ 発達障がい診療・支援体制の強化 	⑤高次脳機能障害支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害支援体制の強化
			⑥中途障がい者等に対する機能訓練の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中途障がい者のための機能訓練の充実
	(3) 教育・療育体制の充実	⑦強度行動障がい支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障がいに関与して適切な対応できる人材の育成 ・ 要医療行動障がいのある人の受け入れ先の拡大等 ・ 医務的側面からの支援 	①障がい者の早期発見に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい等の早期発見に向けた支援の充実
			②地域療育機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携とネットワークの機能強化 ・ 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化 ・ サービス提供体制の充実 ・ 子ども・家庭包括支援体制の整備
	(3) 特別支援教育の充実	③特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における連携支援体制の充実 ・ 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実 ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実 ・ 小中学校・高等学校における特別支援教育の充実 ・ 特別支援学校における障がいの重度・重症化、多様化への対応 ・ 特別支援学校における就労支援の充実 ・ 特別支援学校の教育環境の充実 ・ 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実 	

Ⅲ 重点施策 ～強力に推進する「4つ」の施策～

1 共生社会の実現に向けた取組の強化

- ▶ 障がいに対する理解の促進と差別解消の推進 (理解の促進)
 - ・啓発・広報の実践(障がい者共生条例の理念等の周知拡大等)
 - ・障がいに対する理解を深める研修会の実践 (障がいのある人とない人との交流機会の拡大)
 - ・スポーツや文化芸術を通じた交流機会の拡大 (差別解消の推進)
 - ・障がい者差別の解消 (障がい者共生条例に係る周知・啓発 等)

現状・課題

- ✓ 県の調査結果によると、障がいのある人の約半数が、「生きづらさ」や「障がいに対する理解」がないと感じています。障がい者共生条例が掲げる「障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合いながら、共に生きる長野県」を実現するため、障がいへの理解を深める普及啓発や事業者による合理的配慮の提供の促進等の取組を行う必要があります。
- ✓ 障がい者共生条例施行後も、差別事案や虐待事案が発生していることから、権利擁護の推進に向けた各種取組を推進する必要があります。

2 地域生活を支えるサービス基盤の充実

- ▶ 地域生活支援拠点等の機能強化及び基幹相談支援センターの設置促進
- ▶ 人材の確保・定着とサービスの質の向上(ソフト面)
 - ・人材の確保(人材マッチング支援、魅力発信 等)
 - ・人材の定着(働きやすい職場環境の改善、給与等の処遇改善、介護ロボット等の導入による業務負担軽減 等)
- ▶ サービス提供基盤の整備促進(ハード面)
 - ・居宅サービスの充実
 - ・住まい、日中活動の場の充実
 - ・障がい児サービス提供体制の充実 等

現状・課題

- ✓ 障がいのある人が安心して地域生活を送るため、不足・偏在するサービス提供基盤の整備が必要です。特に強度行動障がいや医療的ケア児等の多様な障がいを受け入れられるサービス基盤は不足しており、更なる受入体制の整備促進が必要です。
- ✓ サービスの質の向上や多様な障がいに対応できる専門性の高い人材の確保・定着を図るため、研修内容の充実や処遇の改善等の取組が求められています。
- ✓ 障がい児のサービス提供体制を構築するため、児童発達支援センターの設置促進や、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、障害児入所施設からの移行調整に係る取組の推進が必要です。

重点施策の概要(案)について(2)

3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障

- ▶ 就労支援の充実
 - ・一般就労の促進 ・福祉的就労の支援 等
- ▶ 社会活動への参加支援の充実
 - ・スポーツの裾野拡大
 - ・文化芸術活動の振興
 - ・生涯学習の推進(読書環境の整備含む) 等
- ▶ 情報保障の推進
 - ・障がい特性に応じた情報の提供
 - ・意思疎通支援者の養成 等

現状・課題

- ✓ 法定雇用率未達成企業の割合は約4割(R4.6)あり、障がい者就労の場も限られています。障がい特性に合わせた就労選択ができるよう、就労の場のさらなる拡大、支援関係者の連携によるきめ細かな支援が必要です。
- ✓ 障がい者に働く場を提供する就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上が引き続き求められており、生産活動の高付加価値化に資する取組等が必要です。
- ✓ 新型コロナ感染拡大の影響で、スポーツや文化芸術等の交流の機会が減少しているため、社会参加の機会の拡大及びその情報提供の取組が必要です。
- ✓ 障がいのある人があらゆる社会活動に参加する上で、情報保障は必須であり、引き続き意思疎通支援者の養成などの情報・コミュニケーション支援の充実に係る取組が必要です。

4 多様な障がいに対する支援の推進

- ▶ 多様な障がいに対する支援の充実
 - ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・難病対策の推進
 - ・難聴児支援の推進
 - ・発達障がい者支援の充実
 - ・高次脳機能障害支援体制の強化
 - ・中途障がい者等に対する機能訓練の充実
 - ・強度行動障がい支援の充実

現状・課題

- ✓ 多様な障がい特性に応じた支援を提供できる人材確保・育成のための専門研修の充実などの取組が必要です。
- ✓ 多様な障がいを受け入れられる障害福祉サービス提供体制の充実が必要です。
- ✓ 難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等、多様な障がい特性に応じた支援が必要です。
- ✓ ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、福祉・医療・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。令和5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画策定期間はR6～8年度。

2. 基本指針見直しの主なポイント

別添参考「国の基本指針見直しの主なポイントについて」参照。

3. 成果目標(令和8年度の目標)

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 	<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上(就労移行支援事業：令和3年度の1.31倍以上、就労継続支援A型：令和3年度の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型：令和3年度の概ね1.28倍以上) ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数：算定式により設定 ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 	<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築 ・都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定し、中核的機能を果たす体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・都道府県に医療的ケア児支援センターを設置、関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置。 ・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
<p>③地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域においてその状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。 	<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・開発等
	<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制構築

(別添) 国の基本指針見直しの主なポイントについて

<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 	<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追加 	<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・難聴児への早期支援の推進の拡充 	<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 	<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
<p>⑥地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 	<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設 	<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る県の成果目標の考え方について

障害福祉計画等においては、成果目標を設定する項目が定められており、現時点における県としての考え方は、以下のとおりです。

なお、成果目標の設定に当たっては、市町村障害福祉計画等及び障害福祉圏域計画と調整を図り定めることとしています。

また、9月に照会した市町村の中間報告値及び今後照会する最終報告の市町村の報告値の積み上げ結果によっては、目標値の考え方を見直します。

なお、県の成果目標を設定するに当たり、以下の2つに分類し、検討していきたいと考えております

A：国の目標値を達成することを前提とする

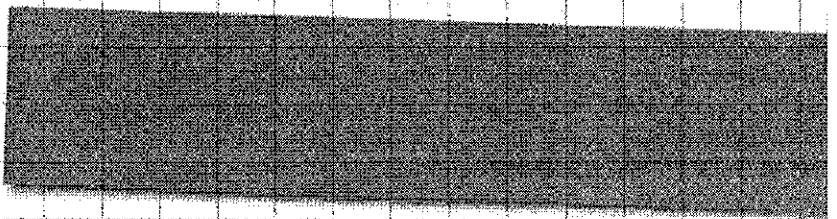
B：国の目標値を参考にするが、実績との乖離を考慮し、目標値は検討

国の指針（令和8年度末の市町村及び県の成果目標）	県の成果目標（案）（令和8年度末）	分類
<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <p>ア 令和8年度末における地域生活に移行する者 ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上</p> <p>イ 令和8年度末時点の施設入所者数 ・令和4年度末時点の5%以上削減</p>	<p>【成果目標】 令和4年度末時点の施設入所者数の9.2%以上の者を地域生活へ移行 （中間報告値と未達成割合を加算し算出した暫定数値） →（参考）R5達成見込み4.3%【過去の実績ベースで試算】</p> <p>【成果目標】 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を減少 （中間報告値と未達成割合を加算し算出した暫定数値） →（参考）R5達成見込み5.0%【過去の実績ベースで試算】</p>	B
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>ア 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</p> <p>イ 精神病床における1年以上入院患者数：算定式により設定</p> <p>ウ 精神病床における早期退院率 3か月後：68.9%以上 6か月後：84.5%以上 1年後：91.0%以上</p>	<p>【成果目標】 325.3日以上</p> <p>【成果目標】 人口10万人あたりで全国と比較して平均以下の値とする。</p> <p>【成果目標】 3か月後：68.9%以上 6か月後：84.5%以上 1年後：91.0%以上</p>	A

国の指針（令和8年度末の市町村及び県の成果目標）	県の成果目標（案）（令和8年度末）	分類
<p>③地域生活支援の充実</p> <p>ア 地域生活拠点等が有する機能の充実 各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行う。</p> <p>イ 強度行動障害に関すること 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は各圏域においてその状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</p>	<p>【成果目標】 ・各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の設置 ・地域生活支援拠点等の機能充実のため、各圏域にコーディネーターの役割を担う者を配置 ・各圏域で年1回以上の運用状況の検証・検討を実施</p> <p>【成果目標】 各市町村又は各圏域においてその状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備</p>	A
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>ア 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</p> <p>イ 就労移行支援事業から一般就労への移行者：令和3年度実績の1.31倍以上</p> <p>ウ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者：令和3年度実績の概ね1.29倍以上</p> <p>エ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者：令和3年度実績の概ね1.28倍以上</p> <p>オ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上</p> <p>カ 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築をするため、協議会を活用</p> <p>キ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</p> <p>ク 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</p>	<p>【成果目標】 （ア～エは、中間報告値と未達成割合を加算し算出した暫定数値） ア 令和3年度実績の1.73倍以上 イ 令和3年度実績の1.72倍以上 ウ 令和3年度実績の1.69倍以上 エ 令和3年度実績の1.88倍以上 オ 就労移行支援事業所の5割以上 カ 県は自立支援協議会を活用し、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制構築 キ 令和3年度実績の1.41倍 ク 2割5分以上</p>	B

国の指針（令和8年度末の市町村及び県の成果目標）	県の成果目標（案）（令和8年度末）	分類
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <p>ア 児童発達支援センターの設置 各市町村又は各圏域に1か所以上</p> <p>イ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</p> <p>ウ 都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定し、中核的機能を果たす体制の構築</p> <p>エ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等 各市町村又は各圏域に1か所以上</p> <p>オ 都道府県に医療的ケア児支援センターを設置、関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置。</p> <p>カ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置</p>	<p>【成果目標】</p> <p>ア 各市町村又は各圏域に1か所以上の設置</p> <p>イ 全市町村（圏域も可能）において、障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築のため、以下の取組を実施。</p> <p>①児童発達支援センターが地域におけるインクルージョンの中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、専門的支援や助言の実施</p> <p>②児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において、連携・協力しながら支援を行う体制づくり</p> <p>ウ 難聴児支援の総合的に推進するための事項を次期プランに組み込み、長野県難聴児支援センターを中核とした支援体制を構築</p> <p>エ 各市町村又は各圏域に1か所以上の設置</p> <p>オ 県に医療的ケア児支援センターを引き続き設置、関係機関との協議の場を県及び圏域ごとに設置、コーディネーターを県及び圏域ごとに配置</p> <p>カ 県に障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置</p>	A
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <p>ア 各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置等</p> <p>イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</p>	<p>【成果目標】</p> <p>ア 各市町村又は各圏域に1以上の基幹相談支援センターを設置。</p> <p>イ 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施</p>	A
<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <p>都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制構築</p>	<p>【成果目標】</p> <p>サービスの質の向上のための体制構築（障害福祉サービス等に係る各種研修への職員参加、障害者自立支援審査支払システム等のデータ分析・共有、事業所指導監査結果の関係市町村との共有）</p>	A

Memo



1 佐久圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	202,230 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	8,383 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	2,014 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,720 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	94 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	184 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,868 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(R5.4.1)	52 人

小学校	34 校
中学校	16 校
特別支援学校	1 校
小学部	82 人
中学部	48 人
高等部	103 人
うち訪問教育対応者	9 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

佐久地域は南北に広く、人口の多い市部及び圏域北部に社会資源が偏る傾向にあり、地域課題が異なります。障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切かつ必要なサービスが身近な所で受けられるよう、圏域内の地域性を重視して市町村毎の協議体を設け、社会資源の整備や障害福祉サービス・相談支援体制の充実を図るとともに、地域を基盤に関係機関と連携して以下の施策に重点的に取り組みます。

- ① 施設入所者の地域生活への移行 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	276 人(R4年度末入所者数)	のうち 10.1%	28 人移行
施設入所者の減少数	276 人(R4年度末入所者数)	のうち 8.0%	22 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	28 人(R3年度)	1.61 倍増	45 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	8 人(R3年度)	1.75 倍増	14 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	5 人(R3年度)	1.80 倍増	9 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	12 人(R3年度)	1.58 倍増	19 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用者終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	33%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人(R3 年度) → 11 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	50%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1人 運用状況の検証等 年2回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	アンケート等によりニーズを把握し、圏域で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	市町村で児童発達支援センター等を中核とし、連携体制を整備		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	3,977	4,351	4,413	4,514
重度訪問介護		2,111	3,105	3,405	3,705
同行援護		175	212	226	238
行動援護		3,021	3,173	3,271	3,329
重度包括支援		0	0	0	0
生活介護	人日分	12,144	12,441	12,642	12,808
うち重度障がい者	人日分	114	118	121	125
自立訓練(機能訓練)	人日分	30	38	42	58
自立訓練(生活訓練)	人日分	189	210	243	249
うち精神障がい者	人分	13	15	17	19
就労選択支援	人分	—	—	2	6
就労移行支援	人日分	326	428	503	558
就労継続支援(A型)		602	684	731	798
就労継続支援(B型)		9,769	10,510	10,787	11,010
就労定着支援	人分	3	8	12	17
療養介護	人分	36	38	39	39
短期入所(福祉型)	人日分	390	498	530	553
うち重度障がい者	人日分	19	19	20	22
短期入所(医療型)	人日分	35	54	57	58
うち重度障がい者	人日分	3	5	7	8
自立生活援助	人分	0	2	4	6
うち精神障がい者		0	2	4	6
共同生活援助		277	294	304	314
うち日中サービス 支援型共同生活援助		13	17	21	24
うち精神障がい者		83	87	91	95
うち重度障がい者	2	2	2	3	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
	回数	2	2	2	2
施設入所支援	人分	267	265	262	258
計画相談支援		558	593	620	647
地域移行支援		1	6	7	9
うち精神障がい者		1	6	6	8
地域定着支援		1	3	4	5
うち精神障がい者		1	3	4	5
児童発達支援		599	664	685	717
放課後等デイサービス	人日分	3,247	3,558	3,694	3,850
保育所等訪問支援		24	29	35	41
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人分	3	3	3	3
医療型障害児入所施設		9	10	10	10
障害児相談支援		169	203	225	246

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	1	1	1	1
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	47	52	53	54
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		6	6	6	7
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	1	2	3

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
生活介護	事業所数	33	34	34	35	
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		2	1	2	2	
就労選択支援		—	—	1	1	
就労移行支援		4	3	3	3	
就労継続支援(A型)		3	3	4	4	
就労継続支援(B型)		30	30	31	31	
就労定着支援		2	2	2	2	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		25	25	25	26	
短期入所(医療型)		3	3	3	3	
自立生活援助		0	1	1	1	
共同生活援助		住居数	62	63	64	65
うち日中サービス 支援型共同生活援助			2	2	2	3
施設入所支援		事業所数	10	10	10	10
特定相談支援	43		43	43	45	
一般相談支援 (地域移行支援)	7		7	7	7	
一般相談支援 (地域定着支援)	7		7	7	7	
児童発達支援	19		20	20	20	
放課後等デイサービス	27		28	28	29	
保育所等訪問支援	6		6	6	7	
居宅訪問型児童発達支援	1		1	1	1	
福祉型障害児入所施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所施設	1		1	1	1	
障害児相談支援	33	34	34	36		

- ※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

2 上小圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：上田市、東御市、長和町、青木村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	190,208 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	7,735 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	2,193 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,839 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	72 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数 (R5.3 末)	149 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,595 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒 数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(R5.8)	44 人

小学校	33 校
中学校	15 校
特別支援学校	1 校
小学部	86 人
中学部	59 人
高等部	96 人
うち訪問教育対応者	3 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

※地域の特性や今後、重点的に取り組む施策などを検討中

【参 考】第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画における特性・施策の方向性等

- 緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図ります。
- 地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築します。
- 障がい児の緊急時支援体制や放課後及び長期休暇中の支援基盤(放課後等デイサービスなど)の整備と支援の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- 就労系事業所における情報共有ツールの普及に努め、一般就労希望者の支援と定着率向上を図ります。
- 地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図ります。
- 療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け協議の機会を作ります。
- 主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図ります。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	261 人(R4年度末入所者数)	のうち 5.0%	13 人移行
施設入所者の減少数	261 人(R4年度末入所者数)	のうち 0.8%	2 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	35 人(R3年度)	1.2 倍増	42 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	22 人(R3年度)	1.0 倍増	22 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	8 人(R3年度)	1.5 倍増	12 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	5 人(R3年度)	1.4 倍増	7 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用者終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	67%		
就労定着支援事業の利用者数	12 人(R3 年度)の 1.5 倍増 → 18 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 1 人 運用状況の検証等 年 3 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	市町村においてアンケート等によりニーズを把握し、 圏域で支援体制の在り方を検討の上、整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域で児童発達支援センターを中核とした連携体制を 整備するため、協議の場を設置し、検討		
児童発達支援センターの設置	既存施設を中心に、必要に応じて体制を強化 ・圏域に児童発達支援センターを 2 か所設置済み ・圏域に重度心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 2 か所確保済み		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 3 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	3,830	3,868	3,973	4,080
重度訪問介護		1,789	2,769	4,286	6,634
同行援護		143	192	225	255
行動援護		1,360	1,493	1,541	1,560
重度包括支援		2,960	2,960	2,960	2,960
生活介護	人日分	10,921	11,152	11,351	11,554
うち重度障がい者	人日分	7,480	7,661	7,798	7,949
自立訓練(機能訓練)	人日分	9	23	29	37
自立訓練(生活訓練)	人日分	484	517	534	552
うち精神障がい者	人分	193	213	206	207
就労選択支援	人分	—	10	11	12
就労移行支援	人日分	745	773	840	905
就労継続支援(A型)		1,238	1,584	1,953	2,404
就労継続支援(B型)		9,679	10,181	10,462	10,750
就労定着支援	人分	13	20	35	58
療養介護	人分	41	39	39	39
短期入所(福祉型)	人日分	227	245	272	301
うち重度障がい者	人日分	121	106	119	134
短期入所(医療型)	人日分	33	41	45	49
うち重度障がい者	人日分	33	36	40	45
自立生活援助	人分	9	9	10	10
うち精神障がい者		5	5	6	6
共同生活援助		256	266	275	283
うち日中サービス 支援型共同生活援助		4	6	7	7
うち精神障がい者		93	101	104	107
うち重度障がい者	126	131	135	139	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
	回数	3	3	3	3
施設入所支援	人分	248	247	247	246
計画相談支援		629	663	696	731
地域移行支援		4	5	8	11
うち精神障がい者		4	5	8	11
地域定着支援		144	161	177	195
うち精神障がい者		71	79	88	98
児童発達支援		1,243	1,469	1,499	1,529
放課後等デイサービス		2,904	3,355	3,750	4,210
保育所等訪問支援		31	34	35	35
居宅訪問型児童発達支援	0	6	3	4	
福祉型障害児入所施設	0	2	2	2	
医療型障害児入所施設	10	9	9	9	
障害児相談支援	162	198	212	228	

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	3	3	3	3
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	71	96	84	89
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		16	19	19	19
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
生活介護	事業所数	31	35	36	37	
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		5	5	5	5	
就労選択支援		—	—	1	1	
就労移行支援		3	3	3	3	
就労継続支援(A型)		6	7	9	11	
就労継続支援(B型)		38	39	40	40	
就労定着支援		2	3	4	5	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		15	15	15	15	
短期入所(医療型)		1	1	1	1	
自立生活援助		1	2	4	5	
共同生活援助		住居数	80	82	84	86
うち日中サービス 支援型共同生活援助			2	3	4	5
施設入所支援	事業所数	7	7	7	7	
特定相談支援		34	36	37	38	
一般相談支援 (地域移行支援)		10	11	12	14	
一般相談支援 (地域定着支援)		11	13	14	16	
児童発達支援		11	11	11	11	
放課後等デイサービス		22	25	28	31	
保育所等訪問支援		5	5	5	5	
居宅訪問型児童発達支援		1	1	1	1	
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0		
医療型障害児入所施設	0	0	0	0		
障害児相談支援	23	42	42	42		

- ※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

3 諏訪圏域障福祉計画・障害児福祉計画

圏域構成市町村

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	189,178 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	6,987 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	1,745 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,388 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	87 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	158 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1502 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(H31.4)	58 人

小学校	28 校
中学校	16 校
義務教育学校	校
特別支援学校	2校
小学部	105 人
中学部	75 人
高等部	112 人
うち訪問教育対応者	1人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

諏訪圏域は、諏訪湖周辺と八ヶ岳山麓の高原地帯に位置する3市2町1村からなる地域です。誰もが地域で暮らせる「地域共生社会」を目指して各種課題に取り組みます。

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、医療的ケア児への支援、地域生活支援拠点の機能充実や強度行動障がい児・者に対する支援体制の構築等、様々な支援内容に対応できるよう障害福祉サービスの充実を目指します。
- 地域の福祉人材の育成に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 障がい者の差別解消、虐待防止を目指し、権利擁護の対策を推進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	168 人(R4年度末入所者数)のうち	8.3%	14 人移行
施設入所者の減少数	168 人(R4年度末入所者数)のうち	14.9%	25 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	20 人(R3年度)の	1.35 倍増	27 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	7人(R3年度)の	1.57 倍増	11 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	7人(R3年度)の	1.14 倍増	8人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	6人(R3年度)の	1.17 倍増	7人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	60%		
就労定着支援事業の利用者数	5人(R3年度)の 2.2 倍増 → 11 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1人 運用状況の検証等 年4回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	圏域でアンケート調査を通じたニーズの把握、地域課題の整理、専門的人材の育成、地域資源の開発		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域で児童発達支援センターの機能充実、保育所等訪問支援の活用を通じ、関係機関の連携体制を整備		
児童発達支援センターの設置	既存施設を活用し、体制を強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存施設を活用し、体制を強化		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存施設を活用し、体制を強化		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存施設を活用し、体制を強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 2人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	3,214	3,632	3,861	4,133
重度訪問介護		1,300	1,311	1,553	1,584
同行援護		114	123	131	140
行動援護		74	93	126	128
重度包括支援		304	368	645	686
生活介護	人日分	7,380	8,428	8,875	9,300
うち重度障がい者	人分	138	162	165	168
自立訓練(機能訓練)	人日分	15	53	65	67
自立訓練(生活訓練)	人日分	237	278	306	334
うち精神障がい者	人分	3	4	6	7
就労選択支援	人分	—	—	3	6
就労移行支援	人日分	732	876	1,009	1,098
就労継続支援(A型)	人日分	3,484	3,945	4,283	4,549
就労継続支援(B型)	人日分	6,793	7,554	8,081	8,497
就労定着支援	人分	9	16	20	24
療養介護	人分	25	27	28	29
短期入所(福祉型)	人日分	305	366	400	413
うち重度障がい者	人分	31	34	37	40
短期入所(医療型)	人日分	32	6	20	21
うち重度障がい者	人分	1	2	4	5
自立生活援助	人分	4	7	8	9
うち精神障がい者	人分	3	4	5	7
共同生活援助	人分	251	279	296	312
うち日中サービス 支援型共同生活援助		27	32	34	36
うち精神障がい者		46	47	49	51
うち重度障がい者		32	32	32	34
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
	回数	4	4	4	4
施設入所支援	人分	174	181	186	188
計画相談支援		379	417	444	472
地域移行支援		2	5	7	8
うち精神障がい者		0	1	4	5
地域定着支援		7	10	12	13
うち精神障がい者	0	2	3	5	
児童発達支援	人日分	985	1,074	1,235	1,325
放課後等デイサービス		2,958	3,395	3,726	4,000
保育所等訪問支援		57	84	102	128
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	6
福祉型障害児入所施設	人分	5	6	6	7
医療型障害児入所施設		17	19	18	18
障害児相談支援		147	170	184	203

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	1	2	2
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	1	1	7
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	1	1	3
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	1	1	3

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
生活介護	事業所数	17	19	19	19	
自立訓練(機能訓練)		13	15	16	17	
自立訓練(生活訓練)		3	3	3	3	
就労選択支援		—	1	1	1	
就労移行支援		5	5	5	6	
就労継続支援(A型)		10	11	12	13	
就労継続支援(B型)		25	25	25	25	
就労定着支援		2	2	2	2	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		12	12	12	12	
短期入所(医療型)		1	1	1	1	
自立生活援助		3	4	4	4	
共同生活援助		住居数	39	44	47	50
うち日中サービス 支援型共同生活援助		3	3	3	3	
施設入所支援	事業所数	4	4	4	4	
特定相談支援		27	30	31	33	
一般相談支援 (地域移行支援)		9	10	10	12	
一般相談支援 (地域定着支援)		9	11	11	13	
児童発達支援		9	9	9	9	
放課後等デイサービス		23	25	27	29	
保育所等訪問支援		5	5	5	5	
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	1	
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0		
医療型障害児入所施設	1	1	1	1		
障害児相談支援	22	25	26	28		

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

4 上伊那圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	176,235 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	6,310 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	1,965 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	2,183 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	75 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	187 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,357 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(H31.4 現在)	43 人

小学校	37 校
中学校	14 校
義務教育学校	校
特別支援学校	1 校
小学部	64 人
中学部	51 人
高等部	102 人
うち訪問教育対応者	2 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

- 地域の特性や今後、重点的に取り組む施策などを記述(・:課題、▷:方向性)
 - ・ 中山間地→モビリティの保証 ・ 事業所の偏在
 - ・ 強度行動障害者児への支援、短期入所等の受入先(保護者等のレスパイト)
 - ▷ 地域の支援力の向上
 - ▷ 社会資源不足の解消、人材育成
 - ▷ 住み慣れた地域で、安全、安心に暮らす

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	170 人(R4年度末入所者数)	のうち 8.8%	15 人移行
施設入所者の減少数	170 人(R4年度末入所者数)	のうち 5.9%	10 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	20 人(R3年度)	の 1.85 倍増	37 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	11 人(R3年度)	の 1.45 倍増	16 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3 人(R3年度)	の 2.33 倍増	7 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	6 人(R3年度)	の 2.00 倍増	12 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	60%		
就労定着支援事業の利用者数	2 人(R3年度)の 5 倍増 → 10 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 11 箇所 コーディネーターの配置人数 1 人 運用状況の検証等 年 5 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	特別支援学校や相談支援専門員連絡会を通じてニーズを把握し、圏域で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	児童発達支援センター等を中核とし、保育所等訪問支援を活用するなどにより、保育所等との連携体制を構築		
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センター ・ 圏域北部は各市町村 1 か所ずつ整備 (4 か所設置) ・ 圏域南部は 4 市町村合同で整備 (1 か所設置) 重心を支援する事業所 ・ 既存の事業所がない場合、最終年度までに確保		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置と コーディネーターの配置	協議の場は圏域単位で設置 コーディネーターは市町村各 1 人配置(保健師等)		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	3,127	3,242	3,328	3,422
重度訪問介護		2,287	3,461	3,784	4,186
同行援護		82	89	100	106
行動援護		2,484	2,598	2,669	2,778
重度包括支援		0	0	0	5
生活介護	人日分	7,727	8,089	8,322	8,564
うち重度障がい者	人日分	81	83	87	89
自立訓練(機能訓練)	人日分	166	211	223	247
自立訓練(生活訓練)	人日分	235	266	299	349
うち精神障がい者	人分	21	24	27	29
就労選択支援	人分	—	—	14	24
就労移行支援	人日分	390	480	511	556
就労継続支援(A型)		1,936	2,108	2,154	2,222
就労継続支援(B型)		13,153	13,871	14,381	15,068
就労定着支援	人分	8	16	19	22
療養介護	人日分	25	26	27	29
短期入所(福祉型)	人日分	559	650	711	758
うち重度障がい者	人分	2	3	4	4
短期入所(医療型)	人日分	135	145	170	167
うち重度障がい者	人分	7	8	10	10
自立生活援助	人分	11	13	15	18
うち精神障がい者		6	8	9	11
共同生活援助		392	418	439	462
うち日中サービス 支援型共同生活援助		95	107	120	135
うち精神障がい者		121	119	121	127
うち重度障がい者	14	15	16	19	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
	回数	5	5	5	5
施設入所支援	人分	198	200	206	210
計画相談支援		511	534	571	611
地域移行支援		8	7	10	11
うち精神障がい者		8	7	9	9
地域定着支援		9	11	12	12
うち精神障がい者		3	5	6	6
児童発達支援		1,147	1,287	1,360	1,448
放課後等デイサービス		4,023	4,521	4,913	5,347
保育所等訪問支援		58	89	110	132
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	1
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		17	10	11	12
障害児相談支援		166	177	199	223

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	1	2	2	5
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	90	94	95	96
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		57	58	58	58
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	2	2

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
生活介護	事業所数	16	16	16	16	
自立訓練(機能訓練)		1	2	2	2	
自立訓練(生活訓練)		3	3	3	3	
就労選択支援		—	—	1	1	
就労移行支援		4	4	5	5	
就労継続支援(A型)		7	7	7	7	
就労継続支援(B型)		34	34	34	35	
就労定着支援		1	1	1	1	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		9	10	11	12	
短期入所(医療型)		6	6	6	6	
自立生活援助		3	3	3	3	
共同生活援助		住居数	91	92	92	92
うち日中サービス 支援型共同生活援助			2	2	2	2
施設入所支援		事業所数	4	4	4	4
特定相談支援	37		37	38	40	
一般相談支援 (地域移行支援)	7		7	7	7	
一般相談支援 (地域定着支援)	8		8	8	8	
児童発達支援	13		13	14	15	
放課後等デイサービス	29		32	35	38	
保育所等訪問支援	8		10	10	10	
居宅訪問型児童発達支援	0		0	0	0	
福祉型障害児入所施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所施設	0		0	0	0	
障害児相談支援	22	22	23	24		

- ※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

5 飯伊圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	150,288 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	7,418 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	1,766 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	1,341 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	107 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	146 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	1,076 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(〇.〇.〇)	確認中

小学校	42 校
中学校	21 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	63 人
中学部	41 人
高等部	88 人
うち訪問教育対応者	4 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

飯伊地域は、長野県の最南端に位置し、1市3町10村からなり、大阪府、香川県を上回る広大な地域に約15万人が散在し、多くの過疎地域を抱える地域です。

過疎化の進行等により、障がい者を支える地域力が低下しており、障がい者が地域で独立した生活を送れるよう障害者総合支援法に基づき、行政・サービス事業者等が連携して、充実した適切なサービスを提供していくことが一層必要となってきます。

障がいの種別に関わらず、障がいがある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの充実を図るとともに、障がい者が社会の一員として地域で社会参加できるよう地域生活支援を促進します。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	254 人(R4年度末入所者数)	のうち 5.5%	14 人移行
施設入所者の減少数	254 人(R4年度末入所者数)	のうち 4.7%	12 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人(R3年度)	2.00 倍増	12 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	4 人(R3年度)	1.00 倍増	4 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1 人(R3年度)	3.00 倍増	3 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1 人(R3年度)	1.00 倍増	1 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	67%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人(R3 年度) → 3 人(皆増)		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	100%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 1 人 運用状況の検証等 年2回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	支援ニーズを把握し、相談・支援体制を確保		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域を単位に体制を確保		
児童発達支援センターの設置	現施設を中心に必要に応じて体制を確保		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域単位で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	1,758	1,851	1,624	1,639
重度訪問介護		359	488	488	488
同行援護		84	103	103	111
行動援護		1,063	1,082	882	1,113
重度包括支援		0	0	0	0
生活介護	人日分	9,489	9,627	9,670	9,700
うち重度障がい者	人日分	155	159	159	160
自立訓練(機能訓練)	人日分	33	32	37	42
自立訓練(生活訓練)	人日分	175	172	150	150
うち精神障がい者	人分	10	11	10	10
就労選択支援	人分	—	—	11	11
就労移行支援	人日分	324	329	295	295
就労継続支援(A型)		2,867	2,899	2,941	2,961
就労継続支援(B型)		6,890	7,416	7,515	7,554
就労定着支援	人分	1	4	4	4
療養介護	人分	17	19	19	20
短期入所(福祉型)	人日分	376	424	446	446
うち重度障がい者	人日分	21	22	22	22
短期入所(医療型)	人日分	25	32	37	42
うち重度障がい者	人日分	2	4	5	6
自立生活援助	人分	0	1	2	3
うち精神障がい者		0	1	2	3
共同生活援助		295	299	302	303
うち日中サービス 支援型共同生活援助		16	17	17	18
うち精神障がい者		94	103	104	105
うち重度障がい者	32	34	34	34	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
	回数	2	2	2	2
施設入所支援	人分	254	249	247	242
計画相談支援		324	323	325	326
地域移行支援		1	2	2	3
うち精神障がい者		1	2	2	3
地域定着支援		1	2	2	3
うち精神障がい者		1	2	2	3
児童発達支援		895	946	981	993
放課後等デイサービス		4713	4703	4789	4876
保育所等訪問支援		29	35	59	59
居宅訪問型児童発達支援		31	51	60	82
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		1	2	2	2
障害児相談支援		106	113	115	115

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	1	1	1
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	45	47	50	52
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		3	3	4	4
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		30	32	35	37

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	24	27	27	27
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		2	2	2	2
就労選択支援		—	—	0	0
就労移行支援		3	3	3	3
就労継続支援(A型)		6	6	6	6
就労継続支援(B型)		19	20	20	20
就労定着支援		1	1	1	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		18	18	18	18
短期入所(医療型)		0	1	1	1
自立生活援助		0	0	0	0
共同生活援助		住居数	59	60	60
うち日中サービス 支援型共同生活援助	1		1	1	1
施設入所支援	事業所数	8	8	8	8
特定相談支援		25	26	26	26
一般相談支援 (地域移行支援)		4	6	6	6
一般相談支援 (地域定着支援)		4	4	4	4
児童発達支援		8	8	8	8
放課後等デイサービス		24	24	24	24
保育所等訪問支援		3	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援		2	2	2	2
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	14	15	15	15	

- ※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

6 木曽圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	23,980 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	1,171 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	280 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	290 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	11 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数 (R5.3 末)	28 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	205 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒 数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(R.5.8)	2 人

小学校	9 校
中学校	8 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	11 人
中学部	5 人
高等部	15 人
うち訪問教育対応者	1 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

○地域の特性や今後、重点的に取り組む施策などを記述

地域をけん引する中核的な市のない中山間地の圏域で、人口減少も進んでおり高齢化率が 44.1%と高い地域です。公共交通機関の利便性も悪く、自動車による移動ができない場合、移動手段の確保が困難な状況があります。

また、人口密度は、1kmあたりの県平均が約 148.0 人に対し、木曽圏域は約 1/10 の 15.5 人であり、1,546 km²の広い圏域に少数の利用者が点在しているため、障害福祉サービス事業所の展開も難しく、社会資源も乏しい傾向にあります。

各町村で対応困難な施策は、圏域単位で取り組む必要がありますが、広い圏域をカバーするには数多くの課題が残ります。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8 年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	69 人(R4年度末入所者数) のうち 10.1%		7 人移行
施設入所者の減少数	69 人(R4年度末入所者数) のうち 4.3%		3 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人(R3年度)の 0.17 倍増		1 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)の 0.00 倍増		0 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3 人(R3年度)の 0.33 倍増		1 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1 人(R3年度)の 0.00 倍増		0 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	0.00%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人(R3 年度)の 0 倍増 → 0 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	0.00%		
地域生活支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 0.5 人運用状況の検証等 年 6 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	圏域内でニーズを把握し、自立支援協議会等で支援体制整備について検討する。		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する		
児童発達支援センターの設置	関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する。地域に既存の児童発達支援事業所は 1 箇所あるが、圏域内のニーズを把握することで当該事業所の機能強化を検討する。		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター0 人配置		
基幹相談支援センターの設置	設置無		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	273	285	291	286
重度訪問介護		50	35	35	35
同行援護		11	14	14	14
行動援護		28	28	28	28
重度包括支援		0	0	0	0
生活介護	人日分	1,992	1,993	2,025	2,020
うち重度障がい者	人日	31	31	31	31
自立訓練(機能訓練)	人日分	14	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	5	0	0	0
うち精神障がい者	人分	3	0	0	0
就労選択支援	人分	—	—	0	0
就労移行支援	人日分	19	0	0	0
就労継続支援(A型)		553	512	512	507
就労継続支援(B型)		1,907	1,979	2,009	2,039
就労定着支援	人分	0	0	0	0
療養介護	人分	0	0	0	0
短期入所(福祉型)	人日分	212	208	241	236
うち重度障がい者	人分	3	2	2	2
短期入所(医療型)	人日分	11	20	20	20
うち重度障がい者	人分	1	1	1	1
自立生活援助	人分	0	0	0	0
うち精神障がい者		0	0	0	0
共同生活援助		102	107	107	109
うち日中サービス 支援型共同生活援助		0	0	0	0
うち精神障がい者		21	21	22	24
うち重度障がい者	7	7	7	7	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	1	1	1	1
	回数	6	6	6	6
施設入所支援	人分	70	69	69	68
計画相談支援		59	62	62	61
地域移行支援		0	0	0	0
うち精神障がい者		0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0
うち精神障がい者	0	0	0	0	
児童発達支援	人日分	59	57	68	48
放課後等デイサービス		31	30	34	34
保育所等訪問支援		0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援		7	7	7	7

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	0	0	0
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	0	0	0
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	0	0	0
ペアレントメンターの人数(※4)		0	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	3	5	5	5
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		0	0	0	0
就労選択支援		—	—	0	0
就労移行支援		0	1	1	1
就労継続支援(A型)		1	1	1	1
就労継続支援(B型)		7	6	6	6
就労定着支援		0	0	0	0
療養介護		0	1	1	1
短期入所(福祉型)		5	13	14	14
短期入所(医療型)	0	1	1	1	
自立生活援助	住居数	0	0	0	0
共同生活援助 うち日中サービス 支援型共同生活援助		11	15	16	17
施設入所支援	事業所数	2	3	3	3
特定相談支援		8	8	8	8
一般相談支援 (地域移行支援)		0	0	0	0
一般相談支援 (地域定着支援)		0	0	0	0
児童発達支援		1	1	1	1
放課後等デイサービス		1	1	1	1
保育所等訪問支援		0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	5	5	5	5	

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

7 松本圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)

1 現状

圏域内総人口(R5.4.1)	418,541 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	16,358 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	4,068 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	5,836 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	205 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	453 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	3,611 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(H31.4.1)	130 人

(R5.5.1 時点)

小学校	51 校
中学校	35 校
義務教育学校	1 校
特別支援学校	4 校
小学部	148 人
中学部	124 人
高等部	161 人
うち訪問教育対応者	6 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

3市5村で構成される松本圏域は、各市村により人口や障害福祉サービス事業所等の資源の量に差がある状況です。誰もが安心して地域生活を送ることができるよう、地域ごとの自立支援協議会及び圏域全体で各種課題に取り組み、地域の連携、支援体制を強化します。

- 地域生活支援拠点等の機能充実の協議の継続
- 医療的ケア児等に対する支援体制の整備
- 強度行動障がい児・者に対する支援の協議の継続
- 相談支援体制の充実と連携体制の強化

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	387 人(R4年度未入所者数)	のうち 6.2%	24人移行
施設入所者の減少数	387 人(R4年度未入所者数)	のうち 5.9%	23人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	35 人(R3年度)	の 1.6 倍増	56人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	22 人(R3年度)	の 1.41 倍増	31人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	6人(R3年度)	の 2.33 倍増	14人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	7人(R3年度)	の 1.57 倍増	11人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	50%		
就労定着支援事業の利用者数	12人(R3 年度)の 1.58 倍増 → 19人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	64%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 7人 運用状況の検証等 年4回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	聞き取り調査等によりニーズを把握し、圏域全体で共有、連携を図り支援体制を整備する		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	児童発達支援センター等を中核とし、保育所・教育機関へ助言等をするなど、連携体制を構築、強化する		
児童発達支援センターの設置	・松本圏域として松本市に2か所ある児童発達支援センターを維持 ・松本圏域として松本市、塩尻市、安曇野市内の保育所等訪問支援事業所を活用 ・松本圏域として松本市、安曇野市内の重度心身障がい児を支援する通所支援事業所を活用		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域で設置 コーディネーター各市村1人配置		
基幹相談支援センターの設置	市及び地域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	9,771	9,725	9,775	9,842
重度訪問介護		4,485	4,199	4,367	4,535
同行援護		764	879	948	1,022
行動援護		1,798	1,982	2,091	2,194
重度包括支援		2,160	2,160	2,160	2,710
生活介護	人日分	15,958	16,308	16,505	16,638
うち重度障がい者	人日分	271	282	286	291
自立訓練(機能訓練)	人日分	90	69	72	75
自立訓練(生活訓練)	人日分	618	574	601	628
うち精神障がい者	人分	26	26	27	28
就労選択支援	人分	—	—	7	15
就労移行支援	人日分	2,079	2,448	2,721	3,023
就労継続支援(A型)		4,353	5,813	7,142	8,822
就労継続支援(B型)		20,004	21,100	21,821	22,565
就労定着支援	人分	36	45	52	60
療養介護	人分	96	94	94	95
短期入所(福祉型)	人日分	583	725	792	861
うち重度障がい者		12	14	15	17
短期入所(医療型)	人日分	133	158	168	178
うち重度障がい者		16	17	18	19
自立生活援助	人分	12	13	13	14
うち精神障がい者		4	5	5	6
共同生活援助		569	631	672	714
うち日中サービス 支援型共同生活援助		16	18	20	21
うち精神障がい者		212	237	251	266
うち重度障がい者	28	32	35	38	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1	1	1	1
	回数	4	7	7	7
	回数	4	4	4	4
施設入所支援	人分	390	380	375	366
計画相談支援		1,001	1,106	1,171	1,240
地域移行支援		0	7	6	6
うち精神障がい者		0	6	5	5
地域定着支援		13	17	20	22
うち精神障がい者		4	7	9	10
児童発達支援		1,557	1,655	1,740	1,840
放課後等デイサービス		8,227	9,504	10,759	11,817
保育所等訪問支援		14	16	20	25
居宅訪問型児童発達支援		14	17	21	24
福祉型障害児入所施設	人分	4	5	5	5
医療型障害児入所施設		26	21	22	22
障害児相談支援		404	494	563	638

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	8	8	8
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	281	315	315	315
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		7	8	8	8
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		168	180	190	201

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
生活介護	事業所数	35	39	41	43	
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)		4	4	4	4	
就労選択支援		—	—	1	1	
就労移行支援		14	14	14	14	
就労継続支援(A型)		15	18	23	28	
就労継続支援(B型)		66	66	66	66	
就労定着支援		7	7	7	7	
療養介護		2	2	2	2	
短期入所(福祉型)		26	26	27	29	
短期入所(医療型)		2	2	2	2	
自立生活援助		4	5	5	5	
共同生活援助		住居数	108	108	112	119
うち日中サービス 支援型共同生活援助			4	4	4	4
施設入所支援	事業所数	9	9	9	9	
特定相談支援		50	50	51	51	
一般相談支援 (地域移行支援)		9	9	9	9	
一般相談支援 (地域定着支援)		8	8	8	8	
児童発達支援		40	40	40	40	
放課後等デイサービス		62	62	62	62	
保育所等訪問支援		9	9	9	9	
居宅訪問型児童発達支援		3	3	3	3	
福祉型障害児入所施設		1	1	1	1	
医療型障害児入所施設		1	1	1	1	
障害児相談支援	43	45	48	50		

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

8 大北圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：大田市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	54,525 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	2,623 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	617 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	807 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	3 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	47 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	483 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(R5.10.1)	確認中

小学校	10 校
中学校	5 校
義務教育学校	2 校
特別支援学校	1 校
小学部	88 人
中学部	46 人
高等部	89 人
うち訪問教育対応者	6 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

大北圏域は北アルプスのふもとに位置しており、自然豊かな農業、観光業、製造業が盛んな地域です。近年は少子高齢化が急激に進行し、社会資源の維持が課題ですが、障がいのある人もない人も住み慣れた環境の中で生涯を通じて健康で生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

-
-
-

(調整中)

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	52 人(R4年度末入所者数)のうち	11.5%	6 人移行
施設入所者の減少数	52 人(R4年度末入所者数)のうち	11.5%	6 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人(R3年度)の	3.33 倍増	20 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)の	3.00 倍増	6 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)の	3.50 倍増	7 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2 人(R3年度)の	3.50 倍増	7 人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	0%		
就労定着支援事業の利用者数	0 人(R3 年度)の 3 倍増 → 3 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	0 %		
地域生活支援拠点等の整備	整備数1箇所 コーディネーターの配置人数 0 人 運用状況の検証等 年1回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	圏域で連携体制を構築		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	相談窓口は市町村を中心とし、ニーズ・課題については圏域で整理し、必要な地域資源の開発を検討		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を中心に体制強化		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	市町村単位で設置 コーディネーター2人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域単位で体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
居宅介護	時間分	1,155	1,198	1,231	1,241	
重度訪問介護		16	168	172	176	
同行援護		0	10	10	10	
行動援護		299	415	445	512	
重度包括支援		0	0	240	240	
生活介護	人日分	3,070	3,136	3,230	3,366	
うち重度障がい者	人分	23	23	23	24	
自立訓練(機能訓練)	人日分	2	37	37	37	
自立訓練(生活訓練)	人日分	13	42	52	62	
うち精神障がい者	人分	2	1	1	1	
就労選択支援	人分	—	3	4	7	
就労移行支援	人日分	147	209	231	231	
就労継続支援(A型)		400	560	582	602	
就労継続支援(B型)		3,208	3,248	3,278	3,334	
就労定着支援	人分	1	4	4	4	
療養介護	人分	14	13	16	16	
短期入所(福祉型)	人日分	140	144	159	169	
うち重度障がい者	人分	2	2	3	3	
短期入所(医療型)	人日分	20	35	38	38	
うち重度障がい者	人分	2	2	2	2	
自立生活援助	人分	16	20	21	24	
うち精神障がい者		5	7	8	9	
共同生活援助		109	120	127	128	
うち日中サービス 支援型共同生活援助		0	5	6	6	
うち精神障がい者		23	28	29	30	
うち重度障がい者	4	4	4	5		
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1	1	1	1	
施設入所支援	人分	55	54	55	54	
計画相談支援		193	203	208	214	
地域移行支援		0	3	3	3	
うち精神障がい者		0	3	3	3	
地域定着支援		1	3	4	4	
うち精神障がい者		1	3	3	3	
児童発達支援		人日分	501	552	561	571
放課後等デイサービス			1,723	1,762	1,776	1,790
保育所等訪問支援	19		21	24	27	
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	5	
福祉型障害児入所施設	人分	1	1	1	1	
医療型障害児入所施設	人分	1	1	2	2	
障害児相談支援	人分	112	123	130	134	

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	0	0	0	2
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	78	90	95	105
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		5	7	8	9
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	4	4	5

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	11	11	12	13
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		0	0	0	0
就労選択支援		—	—	0	1
就労移行支援		1	2	2	2
就労継続支援(A型)		1	2	2	2
就労継続支援(B型)		15	16	16	16
就労定着支援		0	1	1	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		3	4	4	4
短期入所(医療型)		0	1	1	1
自立生活援助		1	1	1	1
共同生活援助		住居数	23	24	25
うち日中サービス 支援型共同生活援助	0	1	1	1	
施設入所支援	事業所数	1	1	1	1
特定相談支援		16	17	17	17
一般相談支援 (地域移行支援)		3	4	4	4
一般相談支援 (地域定着支援)		3	4	4	4
児童発達支援		5	6	6	6
放課後等デイサービス		7	8	9	9
保育所等訪問支援		2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	
医療型障害児入所施設	0	0	0	0	
障害児相談支援	13	15	15	15	

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

9 長野圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	521,876人
身体障がい者・児数(R5.3末)	21,156人
知的障がい者・児数(R5.3末)	5,331人
精神障がい者・児数(R5.3末)	7,073人
重症心身障がい者・児数(R5.3末)	332人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3末)	480人
特定医療費等受給者数(R5.3末)	4,119人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8末)	【調査中】
医療的ケア児数(H31.4.1)	142人

小学校	82校
中学校	37校
義務教育学校	1校
特別支援学校	7校
小学部	229人
中学部	171人
高等部	283人
うち訪問教育対応者	4人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

○地域の特性や今後、重点的に取り組む施策などを記述

内容検討中

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	440人(R4年度末入所者数)	のうち 8.2%	36人移行
施設入所者の減少数	440人(R4年度末入所者数)	のうち 13.0%	57人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	101人(R3年度)	の 1.37 倍増	138人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	67人(R3年度)	の 1.30 倍増	87人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	6人(R3年度)	の 1.83 倍増	11人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	24人(R3年度)	の 1.38 倍増	33人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	54%		
就労定着支援事業の利用者数	61人(R3年度)の 1.4 倍増 → 86人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	40%		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数4箇所 コーディネーターの配置人数 4人 運用状況の検証等 年1回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	アンケート等によりニーズを把握し、圏域(各市町村)で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	圏域で児童発達支援センターを中核とし、保育所・教育機関等へ助言等をするなど、連携体制を整備		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター3人配置		
基幹相談支援センターの設置	地域自立支援協議会単位で体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	10,966	11,567	11,860	12,150
重度訪問介護		4,637	6,838	8,407	9,977
同行援護		1,056	1,326	1,440	1,570
行動援護		1,365	1,608	1,723	1,797
重度包括支援		1,460	2,170	2,894	3,617
生活介護	人日分	22,959	23,629	23,816	23,912
うち重度障がい者	人分	263	269	278	286
自立訓練(機能訓練)	人日分	108	249	288	323
自立訓練(生活訓練)	人日分	908	982	1,112	1,285
うち精神障がい者	人分	57	64	72	80
就労選択支援	人分	—	62	82	100
就労移行支援	人日分	2,439	2,632	2,754	2,886
就労継続支援(A型)		5,312	6,274	6,858	7,494
就労継続支援(B型)		26,691	29,348	30,666	32,009
就労定着支援	人分	73	74	81	88
療養介護	人日分	119	127	129	131
短期入所(福祉型)	人日分	1,024	1,553	1,693	1,854
うち重度障がい者	人分	18	23	24	25
短期入所(医療型)	人日分	129	160	175	186
うち重度障がい者	人分	8	9	11	12
自立生活援助	人分	19	24	29	34
うち精神障がい者		11	15	18	21
共同生活援助		846	907	946	987
うち日中サービス 支援型共同生活援助		20	35	41	48
うち精神障がい者	247	272	287	303	
うち重度障がい者	57	61	65	67	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所	3	4	4	4
	回数	3	4	4	4
	回数	3	4	4	4
施設入所支援	人分	447	425	414	404
計画相談支援		1,280	1,474	1,622	1,785
地域移行支援		5	10	11	11
うち精神障がい者		5	9	10	10
地域定着支援		17	24	28	31
うち精神障がい者	12	15	18	20	
児童発達支援	人日分	3,001	3,373	3,617	3,844
放課後等デイサービス		12,566	15,808	17,785	19,859
保育所等訪問支援		44	77	96	109
居宅訪問型児童発達支援		1	4	4	4
福祉型障害児入所施設	人分	2	3	4	4
医療型障害児入所施設		6	7	7	7
障害児相談支援		509	555	620	693

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	4	4	6	7
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	3	6	6	6
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	2	2	2
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		126	136	137	138

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	64	65	66	66
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		11	12	13	15
就労選択支援		1	1	1	1
就労移行支援		24	25	26	27
就労継続支援(A型)		21	25	27	29
就労継続支援(B型)		80	87	91	95
就労定着支援		15	15	16	17
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		30	57	61	65
短期入所(医療型)		4	4	4	4
自立生活援助		5	5	6	7
共同生活援助		住居数	192	205	215
うち日中サービス 支援型共同生活援助	5		5	6	6
施設入所支援	事業所数	12	11	11	11
特定相談支援		59	65	72	78
一般相談支援 (地域移行支援)		21	23	24	25
一般相談支援 (地域定着支援)		21	23	25	26
児童発達支援		40	46	49	53
放課後等デイサービス		74	92	100	110
保育所等訪問支援		5	7	9	9
居宅訪問型児童発達支援		1	2	2	2
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		2	2	2	2
障害児相談支援	46	49	53	57	

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

10 北信圏域障福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	79,294 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	3,685 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	847 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	1,111 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	257 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	65 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	703 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	【調査中】
医療的ケア児数(R5.9)	18 人

小学校	20 校
中学校	10 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	19 人
中学部	16 人
高等部	33 人
うち訪問教育対応者	1 人
うち重度重複学級在学者	【調査中】

2 特性・施策の方向性等

北信圏域は、『障がいの意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』の実現のために、次の施策等を積極的に進めていきます。

- 精神科病院から暮らしたい場所への地域生活支援の取組を強化するために、相談体制を核としたグループホームの整備や在宅福祉サービスの充実、就労継続B型事業所からA型事業所や一般就労への移行を含めた就労支援を積極的に進めます。
- 地域で安心して暮らせるために、地域生活支援拠点等の機能の充実を行い、潜在的な支援者への早期介入に取り組み、生活圏域で安心して暮らせるように地域包括ケアシステムの構築につなげます。
- 障がい児及び家族の支援のために行政・教育・医療等、他機関との連携体制の強化を行います。特に発達障がい児に対する二次障がいの予防的支援や医療的ケア児等に対する支援の充実を図り、大人への繋がりを見据えた地域への体制整備を進めていきます。
- 基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援体制を構築していきます。主任相談支援専門員を中心とした地域の相談支援体制の強化を図り人材育成に繋げていきます。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善を行っていきます。
- 障がいの差別解消や虐待防止等に積極的に取り組みます。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	87 人(R4年度末入所者数)	のうち 10.3%	9人移行
施設入所者の減少数	87 人(R4年度末入所者数)	のうち 13.8%	12人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	7人(R3年度)	の 1.43 倍増	10人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	3人(R3年度)	の 1 倍増	3人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	0人(R3年度)		1人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人(R3年度)	の 1.33 倍増	4人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用者終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	10%		
就労定着支援事業の利用者数	1 人(R3 年度)の 1.0 倍増 → 1 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	1 箇所(100%)		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 2 人 運用状況の検証等 年 12 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	自立支援協議会各部会活動等によりニーズを把握し、圏域(各市町村)で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制構築	保育や教育、医療、福祉が、1 つのチームとして機能するように連携体制の強化		
児童発達支援センターの設置	・児童発達支援センターは1 か所設置予定		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	・保育所等訪問支援の利用、重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保は、圏域内の全市町村で利用できる体制を整備済		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 2 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
居宅介護	時間分	1,686	1,453	1,458	1,463
重度訪問介護		0	30	30	30
同行探護		39	39	39	39
行動援護		904	927	937	947
重度包括支援		0	0	0	0
生活介護	人日分	3,824	3,842	3,848	3,854
うち重度障がい者	人分	65	66	66	66
自立訓練(機能訓練)	人日分	101	62	62	62
自立訓練(生活訓練)	人日分	131	152	152	152
うち精神障がい者	人分	7	7	7	7
就労選択支援	人分	—	—	2	2
就労移行支援	人日分	131	142	142	142
就労継続支援(A型)		628	689	726	843
就労継続支援(B型)		4,834	5,087	5,087	5,102
就労定着支援	人分	4	3	3	3
療養介護	人日分	19	19	19	19
短期入所(福祉型)	人日分	340	359	359	364
うち重度障がい者	人分	4	4	4	4
短期入所(医療型)	人日分	1	1	1	1
うち重度障がい者	人分	0	0	0	0
自立生活援助	人分	0	1	1	1
うち精神障がい者		0	0	0	0
共同生活援助		156	163	165	166
うち日中サービス 支援型共同生活援助		8	10	10	11
うち精神障がい者		63	65	65	66
うち重度障がい者	12	12	12	12	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1 12	1 12	1 12	1 12
施設入所支援	人分	94	90	86	85
計画相談支援		241	259	261	263
地域移行支援		1	2	2	2
うち精神障がい者		1	1	1	1
地域定着支援		24	22	22	22
うち精神障がい者		11	10	10	10
児童発達支援		36	61	61	61
放課後等デイサービス		997	1,019	1,106	1,168
保育所等訪問支援		19	34	35	35
居宅訪問型児童発達支援		1	1	1	1
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設		3	2	1	1
障害児相談支援		35	38	40	40

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネーター 配置人数	人	6	5	5	5
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	0	0	0
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	0	0	0
ペアレントメンターの人数(※4)		今後調整予定			
ピアサポート活動への参加人数(※4)		0	0	0	0

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	8	8	8	8
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		1	1	1	1
就労選択支援		—	—	1	1
就労移行支援		0	0	1	1
就労継続支援(A型)		2	2	2	2
就労継続支援(B型)		7	7	8	8
就労定着支援		0	0	1	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		4	4	2	2
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助		1	1	1	1
共同生活援助		住居数	27	28	29
うち日中サービス 支援型共同生活援助	0	0	0	0	
施設入所支援	事業所数	2	2	2	2
特定相談支援		7	7	7	7
一般相談支援 (地域移行支援)		6	6	6	6
一般相談支援 (地域定着支援)		6	6	6	6
児童発達支援		3	3	4	4
放課後等デイサービス		5	5	5	5
保育所等訪問支援		1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	
医療型障害児入所施設	0	0	0	0	
障害児相談支援	7	7	7	7	

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

今後のプラン策定のスケジュールについて

○11月以降のスケジュール

時期	今後の行事等
11月27日の週	市町村へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の最終報告 依頼
11月30日	第2回障がい者施策推進協議会開催（プラン素案等検討） →意見反映して原案作成
12月末	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の最終報告締切 →とりまとめて、圏域計画及び県計画の原案作成
1～2月	プラン原案をパブリックコメント実施
2月中旬	第3回障がい者施策推進協議会開催（最終案検討）
3月中旬	県部局長会議で最終案を報告→確定
4月	計画スタート

その他

- (1) 令和5年度第1回長野県発達障がい者支援対策協議会
の概要について
- (2) 医療的ケア児等の課題と対策
- (3) 合理的配慮関連物品等に対する購入支援事業について
- (4) 住宅確保要配慮者のすまい探し協力店等について
- (5) 今後の予定について

令和5年度第1回長野県発達障がい者支援対策協議会 (R5.7.13開催) 概要

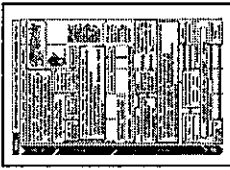
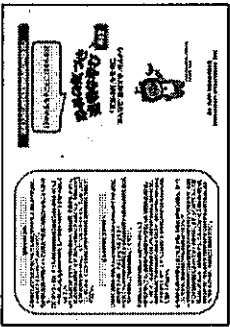
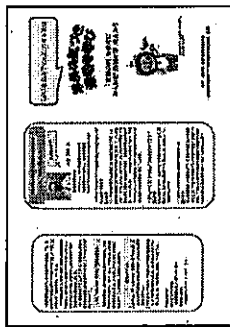
令和5年度の取組と方向性

次世代サポート課

連携・支援部会

幼児教育・保育・学校等すべての教員や
相談担当者の基礎的知識と対応力向上

- リーフレット「早めの気づき適切な学び」の周知
- アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論
(診療体制部会との合同部会)



普及啓発部会

発達障がい者やその家族に対する周囲の
フォロー体制の充実、理解の促進

- 医療・教育・福祉の合同研修会の開催 (8/27)
- サポーター養成講座及びペアレント・メンターの
システム整理及び周知方法の検討
- 発達障がい啓発週間 (4月2日～8日) の実施案の検討、実行
- 司法や就労分野への啓発方法の検討 (合理的配慮について)

自立・就業部会

一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、
司法分野の理解力向上

- 肯定的な自己実現のサポート
- ・発達障がい当事者 (グレーゾーンを含む) の就労支援
- 「触法」に関する課題への対応
- ・予防的なセーフティネットとしての相談窓口の設置
- ・司法関係者や警察関係者に対する研修会や情報交換会の開催

診療体制部会

専門医の確保等による診療体制の更なる
充実

- 医師の人材育成
- ・地域で発達障がいの診療を受けられるよう、
発達障がいの専門的な診療ができる医師の養成を継続
- LDへの対応 (連携・支援部会と協働)
- ・医療から教育への助言、教育から医療への情報の
フィードバックについて検討。
- 円滑な成人期医療への移行
- ・部会への精神科医の参画について検討
- ・小児医療と成人医療の対応の相違など、理解促進

医療的ケア児等支援体制整備事業
【医療的ケア児等支援センター設置事業】

医療的ケア児等支援センター

令和5年度の取組と具体的内容・成果は以下のとおりです。

(1) 連携体制の構築	
【取組】 ・関係機関連携推進会議 ・庁内連携会議 ・各圏域協議の場への参画	【内容・成果】 ▶「在宅療養児・者災害対策連絡会」の立上げ（R5.10） ▶「長野県小児科医会災害対策WG」の立上げ、参画（R5.10） ▶圏域の家族会の再開、医療的ケア児等の実態把握等の促進
(2) 支援体制の構築	
【取組】 ・一元的な相談対応 ・スーパーバイザー（医師、看護師）の配置	【内容・成果】 ▶圏域の医療的ケア児等コーディネーターの配置促進（4圏域、1市、1地域で配置、活動中） ▶新たな医療型短期入所施設の開設（飯伊圏域、R5.7） ▶スーパーバイザー医師・看護師による学校等訪問支援（12か所）
(3) 人材育成の推進	
【取組】 ・医療的ケア児等支援人材育成事業（信州大学に委託）	【内容・成果】 ▶コーディネーター養成研修 修了17名 ▶地域・職能の要請に基づく研修 6項目（導尿と自立支援、てんかん、静的弛緩誘導法等） ▶学校教育シンポジウム 会場参加 51名（R5.9）
(4) その他	
【取組】 ・積極的なアウトリーチによる助言、課題抽出（保育所、小中学校、通所支援事業所等） ・調査、情報の収集、一元化と提供 ・広報啓発	【内容・成果】 ▶特別支援教育課との協働による学校看護師の集いの実施（R5.7） ▶長野県社会福祉協議会との協働による災害対策、給電車の活用の周知啓発の促進（デモンストレーション2か所、解説動画作成） ▶18市町村の小中学校51校、62名の医療的ケア児が通学中 ▶小児対応訪問看護ステーションの把握67か所 ▶圏域医療的ケア児等コーディネーターと協働して医療的ケア児受入の通所支援事業所を把握（児発29、放デイ32、生活介護15等） ▶スーパーバイザー医師による情報サイトMテラスの充実
(5) 今後に向けて	
◎ 課題は多分野にわたるため、医療的ケア児等支援センターがハブとなって、庁内外の関係機関の連携体制の充実を図る ◎ 市町村が主体となって取り組む課題は、市町村格差が生じないように、センターが後方支援を行い、多層的な支援体制の充実を図る	

障がい者が暮らしやすい社会づくり促進事業
 (合理的配慮関連物品等に対する購入支援事業)

長野県健康福祉部障がい者支援課

1 目的

障がいのある人との共生社会の実現を目指すには、県だけでなく、県内事業者においても、障がいのある人が感じる社会的障壁を除去し、障がいのある人の社会参加を推進する必要がある。

事業所における社会的障壁の除去を促進するため、県内中小事業者を対象とした合理的配慮関連物品等の購入費用への補助金制度を創設し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進する。

2 補助対象物品等

(1) コミュニケーションツールの作成

(点字メニュー、コミュニケーションボード、障がい者に配慮したチラシ等)

(2) 合理的配慮物品購入費

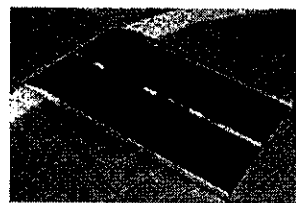
(筆談ボード、簡易スロープ、聴覚障がい者接客用タブレット 等)



【コミュニケーションボード】



【筆談ボード】



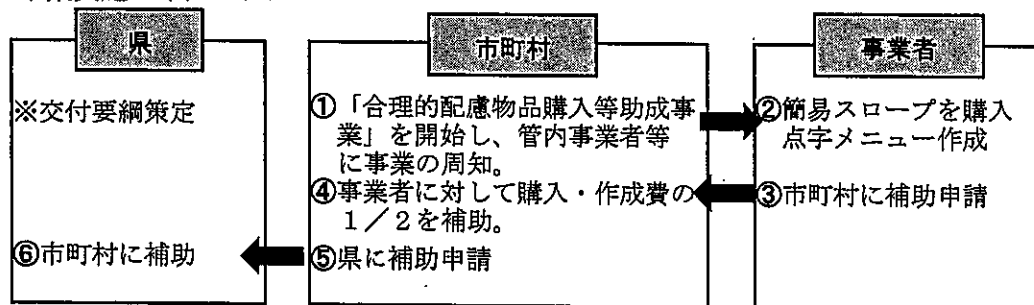
【簡易スロープ】

3 基準額等 (「地域福祉総合助成金交付要綱」別表より)

基準額	合理的配慮物品等の購入・作成費 1件当たりの限度額 200,000円(自己負担額を含む。)
対象経費	中核市を除く市町村が、合理的配慮物品購入等助成事業を実施する場合に要する経費
補助率	1/2以内

※R4～R6(3年間)のサンセット事業

<事業実施のイメージ>



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

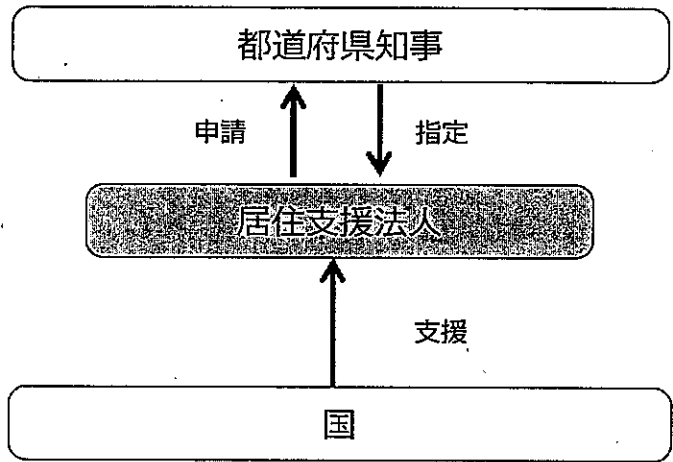
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 (公益社団法人・財団法人を含む)
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援 (定額補助、補助限度額1,000万円等)。
- ・[R5年度当初予算] 居住支援協議会等活動支援事業 (10.5億円)

長野県住宅確保要配慮者居住支援法人の問い合わせ先

令和5年6月30日時点

指定番号	指定日	法人名	担当地域	所在地	業務エリア	業務内容	HP	問い合わせ先
1	2018/1/25	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会		長野市中野所岡田町 98-1	長野県全域	住宅確保要配慮者への ・家賃的かつ経済的住居支援等 ・賃貸住宅契約における家賃債務保証・居住困難者に対する入居支援	https://www.mvsho.or.jp/	025-228-4244
2	2021/4/29	社会福祉法人 小海町社会福祉協議会		南佐久郡小海町大字重屋 805	小海町	・住宅確保要配慮者への賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の活動 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の実況及び向上に関する情報の提供、相談その他の活動 ・上記に掲げる業務に附帯する業務	https://www.town.tokai.nagano.lg.jp/office/2/activities/shakuhobutsu/shakuhobutsu.html	0267-92-4107
3	2022/1/31	社会福祉法人 深谷福祉	教養施設 旭家	長野市新諏訪一丁目25番43号	相談、訪問、見守り; 長野市一帯全域; 長野県全域	・住宅確保要配慮者への賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の活動 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の実況及び向上に関する情報の提供、相談その他の活動 ・上記に掲げる業務に附帯する業務	https://aihoonofuku.jp/	026-232-3412
4	2022/4/12	特定非営利活動法人 サポートセンターとまり木		松本市深間温泉1-21-9	松本市	・住宅確保要配慮者への賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の活動 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の実況及び向上に関する情報の提供、相談その他の活動 ・上記に掲げる業務に附帯する業務	https://sumocenter.com/	0263-50-8747
5	2022/2/10	社会福祉法人 ふれあい	居住支援法人 ふれあい Toiro Base	上伊那郡箕輪町三日月861-2 (箕輪町箕輪町支店 敷地内)	上伊那郡箕輪町・箕輪町	・住宅確保要配慮者への賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の活動 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の実況及び向上に関する情報の提供、相談その他の活動 ・上記に掲げる業務に附帯する業務	https://mchamf.or.jp/	070-4169-5081
6	2023/2/10	特定非営利活動法人 みっしるくらぶ	居住支援部	松本市塩3-1-1 (信州大学内) ※実字約	長野市、松本市、上田市、松本市、諏訪地域、上伊那地域、下伊那地域 ※その他市町村・地域は要相談	・住宅確保要配慮者への賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の活動 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の実況及び向上に関する情報の提供、相談その他の活動 ・上記に掲げる業務に附帯する業務		090-8110-4274 (受付:9時～18時) micheldub.jp@gmail.com

長野県のHP「新たな住宅セーフティネット制度について」に掲載 (2023.11.10時点) ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 >

> 建築住宅課紹介 > 新たな住宅セーフティネット制度について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/sefutineto.html#kyojyusien>

住宅確保要配慮者のすまい探し協力店について

建築住宅課

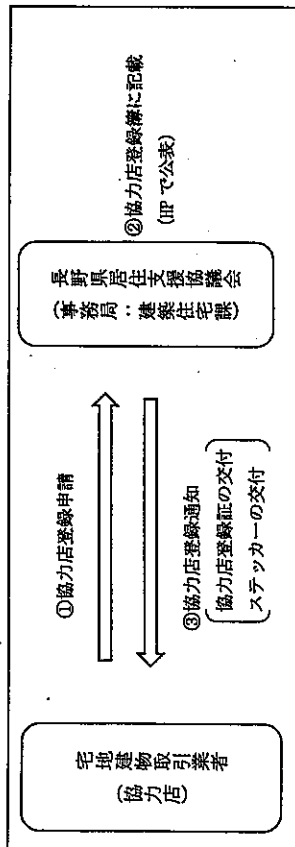
1 事業の概要

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方(以下、「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住まい探しをサポートする宅地建物取引業者を県ホームページ等で協力店として広く情報発信する。

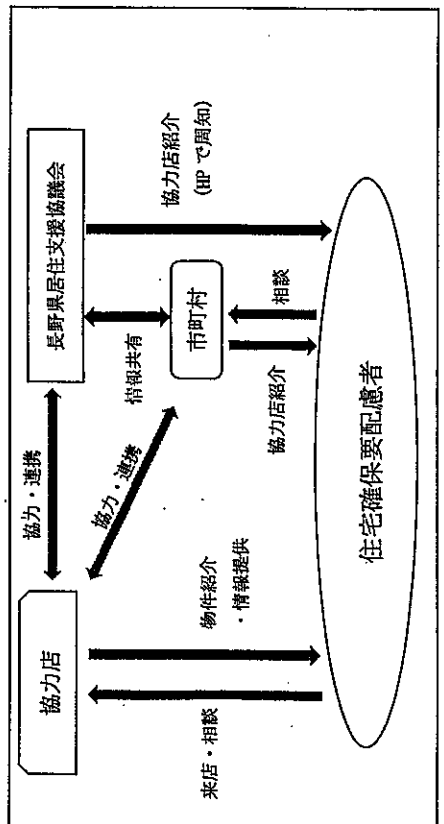
2 事業の効果

- ① 住宅確保要配慮者の住宅確保の相談先が増える。
- ② 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居機会が増える。
- ③ 協力店は、住宅確保要配慮者に寄り添った対応をする不動産店としてPRできる。
- ④ 市町村が具体的に情報を持った不動産店を紹介できる。

3 協力店登録の流れ



4 相互協力イメージ



住宅確保要配慮者のすまい探し協力店一覧

(令和5年10月27日時点)

登録番号	協力店名	所在地	電話番号
第1号	株式会社 石井商事	南佐久郡佐久穂町畑8578-1	0267-88-4488
第2号	有限会社 信和不動産	松本市大字里山辺1813-3	0263-35-3133
第3号	岡谷不動産商事 有限会社	岡谷市天竜町3-12-24	0266-22-3296
第4号	株式会社 唐澤工務店	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12815-1	0265-79-3245
第5号	株式会社 アスピア エステート事業部	松本市宮前1丁目4番30号 グランドホテルディア宮前1F	0263-32-1151
第6号	アバマンシヨップ駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1298-2	0265-83-1171
第7号	アバマンシヨップ伊那店	伊那市下新田3086-1	0265-78-1082
第8号	アバマンシヨップ飯田店	飯田市鼎名古鹿603-1	0265-24-7750
第9号	株式会社 イズミダ	上田市吉田266-12	0266-22-5015
第10号	みらい不動産 本店	諏訪郡下諏訪町社7297番地	0266-84-0134
第11号	有限会社 小山商事	長野市鶴賀東鶴賀町1908番地	026-232-8019
第12号	株式会社 マルトミ不動産	下高井郡山ノ内町大字平穂2831番地17	0269-33-3048
第13号	イツワ賃貸館	長野市南石堂町1971 A-ONE City	026-223-3700
第14号	有限会社 小山不動産コンサルティング	小諸市南町1-2-25	0267-25-3333
第15号	有限会社 タウン開発	上伊那郡飯島町飯島673-14	0265-88-5500
第16号	株式会社アクセル	松本市双葉17-2	0263-31-0255

令和5年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
3月	12日(火)	13:30 ~ 15:30	オンライン併用

令和5年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
1月	16日(火)	13:30 ~ 15:30	松本合同庁舎 講堂(予定)
2月	13日(火)	13:30 ~ 15:30	オンライン

※年間計画では12月5日に実施予定でしたが、開催日時が変更になっています。

地域からの課題

提出期限	提出方法
令和5年11月30日	事務局宛てメール提出 fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp